

令和3年度

鳥取市包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「出資法人等への支出に関する財務事務の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 政田 孝

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件名	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査の対象期間	2
第5	監査の対象部署	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の視点	2
第8	監査の日程等	3
第9	包括外部監査の実施者	4
第10	利害関係	4
第2章	監査対象の概要	5
第1	監査対象について	5
1	出資法人等に対するこれまでの取り組み	5
2	監査の対象方針	6
第2	監査対象法人等	6
第3章	監査の結果	8
第1	各出資法人等への支出に係る指摘事項及び意見	8
1	鳥取市土地開発公社	8
2	公益財団法人鳥取市環境事業公社	9
3	一般財団法人鳥取開発公社	15
4	公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会	16
5	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会	25
6	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	27
7	公益財団法人鳥取県東部環境管理公社	28
8	公益財団法人鳥取市人権情報センター	29
9	公益財団法人鳥取市文化財団	33
10	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター	40
11	一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団	43
12	株式会社さじ式拾壺	44
13	有限会社かみんぐさじ	47
14	一般財団法人鳥取市農業公社	48
15	株式会社ふるさと鹿野	51
16	有限会社グリーンもちがせ	55

17	公益財団法人鳥取市学校給食会.....	56
18	公立大学法人公立鳥取環境大学.....	61
19	株式会社鳥取テレトピア.....	63
20	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	68
21	社会福祉法人鳥取福祉会.....	87
22	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター	98
第2	指摘事項及び意見の件数.....	101

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件名

出資法人等への支出に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

人口減少の局面にありながら行政課題が多岐にわたる昨今、鳥取市の出資法人等、いわゆる外郭団体等は、公共事業や公的な市民サービスを、行政に代わる一民間組織としてその有する専門性や強みを活かす形で効率的かつ効果的に展開していく観点から必要な存在であり、今後その重要性を増していくものと考えられる。行政と外郭団体は互いに強みを補完しあい、協力して市政の発展を目指していくことがより一層期待されている。

民間の活力を生かす取り組みとしては、これまで、「指定管理者制度の創設」（平成 15 年）による公益事業の移管や、「新公益法人制度への移行及び新公益法人会計基準への改正」（平成 20 年）など、主に外郭団体を対象とした制度改革が断続的に行われて来たところである。その施行から一定年数が経過し制度が定着した今において、鳥取市が行う外郭団体への財政支出について、より高い公平性や透明性が求められている。

令和 2 年度において、鳥取市が出資若しくは出捐している法人等は計 65 団体存在する。その中、鳥取市は「外郭団体の経営改善及び統廃合に関する方針（平成 18 年 3 月）」において、外郭団体を「『本市が出資若しくは出捐している団体（出資比率が 25%以上）』と『収入が本市からの経常的な補助金・負担金・貸付金等の財政的援助又は随意契約に基づき受託する業務委託料で占められている公益を目的とした事業を行うため設立された団体』のうち、その経営又は運営にあたって本市への依存度が強く、積極的に指導等を行う法人」と定義している。出資法人等への財政支出の大半が、その定義される外郭団体に対するものであることを考慮すると、鳥取市の外郭団体に対する指導監督の現状や、財政支出の必要性及び妥当性を改めて検証することは大きく意義があることと考える。

以上のことから、市の出資法人等への支出に関する財務事務の執行について、その合規性や経済性、効率性や有効性を監査し、検証したく、本年度の包括外部監査における対象として選定した。

第4 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から同3年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の対象部署

出資法人等の主管課（資産活用推進課、廃棄物対策課、都市環境課、生涯学習・スポーツ課、文化交流課、文化財課、人権推進課、企業立地・支援課、農政企画課、観光・ジオパーク推進課、学校保健給食課、政策企画課、情報政策課、地域福祉課、こども家庭課、経済・雇用戦略課）のほか、出資法人等への支出等を担当する各課（計28課）

第6 監査の方法

出資法人等に対する市からの支出等に関して作成された関係書類の閲覧、所管課への質疑応答、ヒアリング等により監査を実施した。

第7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、地方公共団体が住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、その事業等の在り方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

- 2 私たち包括外部監査実施者3人は税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる市民の声を受け止める立場にある。その使命は、申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには市民の行政への信頼が不可欠であり、税が正しく、無駄なく有効に使われないことは市民の納税意欲を減退させることになると考える。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で市民は税の使われ方に大変注目している。従って我々は、この度の包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる市民の目線で監査することを心掛けた。

- 3 具体的には次の着眼点に基づき監査した。

(1) 出資法人等への支出の合規性（補助金等の申請・決定・交付等の手続、金額の算定、交付時期、実績の報告及び精算等が法令や規程に則っているか）

- (2) 出資法人等への支出の経済性（より少ない費用で実施できないか）、効率性（より大きな成果が得られないか）及び有効性（所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか）

第8 監査の日程等

下記日程により、監査委員事務局を通じて、担当各課に対し資料を請求した。所管課より関係書類の説明を受け、簿冊等の資料の確認、聴き取り等の監査を行った。

内容	実施日
予備調査 （学校教育課、学校保健給食課、文化財課、生涯学習・スポーツ課、行財政改革課）	7月7日（水）
予備調査 （こども発達支援センター、こども家庭相談センター、教育総務課、危機管理課、こども家庭課）	7月29日（木）
本監査（個別調査票に基づく質疑応答） （政策企画課、観光・ジオパーク推進課、経済・雇用戦略課、情報政策課、廃棄物対策課、文化交流課、人権推進課、文化財課、学校保健給食課、こども家庭課、農政企画課）	8月24日（火）
本監査（個別調査票に基づく質疑応答） （都市環境課、企業立地・支援課、生涯学習・スポーツ課、地域福祉課、資産活用推進課）	8月25日（水）
関係資料の閲覧、電子メール等を利用した所管課への質疑応答等、報告書原稿の作成	8月26日（木）から 12月19日（日）まで
監査報告書の原案の提示	12月20日（月）
各所管課との原案に係る意見交換及び調整	1月6日（木）
各所管課との原案に係る意見交換及び調整	1月7日（金）
監査報告書の提出	1月13日（木）

上記の外に、鳥取市監査委員事務局包括外部監査人室や外部監査人の事務所等で協議及び報告書の作成のための会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	政 田 孝
外部監査人補助者	税理士・公認会計士	池 原 浩 一
外部監査人補助者	税理士	田 中 幸一朗

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 監査対象について

1 出資法人等に対するこれまでの取り組み

市が出資法人等に対しこれまで行った取り組みについては次のとおりとされている。

- ア 「外郭団体の職員採用についての方針」（平成10年7月）
外郭団体職員採用に関し、公募試験の実施を依頼
- イ 「業務及び財務に関する情報」の閲覧及び情報開示制度導入（平成14年5月）
「業務及び財務に関する情報」の閲覧を要請するとともに、情報開示制度の導入を依頼
- ウ 「市退職職員の外郭団体における役職員の在職期間及び報酬額等に関する取扱方針」（平成14年7月）
市OB職員の在職期間及び報酬額に一定の制限を設定
- エ 市OB職員給与の削減依頼（平成15年1月、平成15年12月）
市職員の給与削減に準じ、報酬額等の削除を依頼
- オ 「障害者雇用に係る今後の指導実施方針」（平成15年8月）
障がい者雇用について法定雇用率達成等を要請
- カ 寒冷地手当の廃止（平成16年10月）
市における寒冷地手当の廃止に準じ、寒冷地手当の廃止を依頼
- キ 個人情報保護制度に関する依頼（平成17年4月）
個人情報の内部管理規程の作成を依頼
- ク 外郭団体職員給与の削減依頼（平成17年5月）
市職員の給与削減に準じ、給与の削減を依頼
- ケ 監査法人による経営評価の実施（平成16年度～）
- コ 外郭団体役職員の任用のルール化（平成17年6月）
市OB職員の役職員の制限及び役員任用に関する任用基準の作成依頼
- サ 「外郭団体の経営改善及び統廃合に関する方針」（平成18年3月）
- シ 鳥取市外郭団体における障害のある人の雇用の促進について（平成18年5月）
障がい者雇用について法定雇用率達成等を依頼
- ス 外郭団体における情報公開制度等について（平成18年5月）
情報公開規定、個人情報保護規定の作成と情報公開制度等の実施依頼
- セ 「外郭団体の職員採用等についての方針」の改定（平成18年7月）
任用基準の作成、市職員の役員等への就任等を設定

- ソ 鳥取市を退職した職員が再就職した場合の退職手当等の取扱いについて（平成 22 年 8 月、平成 26 年 7 月）
市 0B 職員が再就職した場合の退職手当の不支給を依頼
- タ 「市退職職員の外郭団体等への再就職に関する指針」（令和 2 年 1 月）
市 0B 職員が再就職した場合の在職期間、報酬額及び退職手当の不支給を設定

2 監査の対象方針

今回の監査では、市が出資若しくは出捐している法人等のうち「外郭団体の経営改善及び統廃合に関する方針（平成 18 年 3 月）」で示された次の要件に該当する法人等への支出を監査対象とした。

- ア 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、市議会に経営状況の提出義務を有する法人（市が 25% 以上の出資若しくは出捐をしている法人）
- イ 市からの財政支出が収入の多くを占める法人

第 2 監査対象法人等

区分	法人名	出資比率
市が出資若しくは出捐している法人等（議会に経営状況の提出義務あり）	鳥取市土地開発公社	100.00%
	公益財団法人鳥取市環境事業公社	100.00%
	一般財団法人鳥取開発公社	50.82%
	公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会	100.00%
	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会	94.59%
	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	50.00%
	公益財団法人鳥取県東部環境管理公社	79.46%
	公益財団法人鳥取市人権情報センター	100.00%
	公益財団法人鳥取市文化財団	76.09%
	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター	80.00%
	一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団	50.00%
	株式会社さじ式拾壺	55.00%
	有限会社かみんぐさじ	51.67%
	一般財団法人鳥取市農業公社	66.67%
株式会社ふるさと鹿野	50.14%	

	有限会社グリーンもちがせ	40.00%
	公益財団法人鳥取市学校給食会	36.50%
	公立大学法人公立鳥取環境大学	50.00%
	株式会社鳥取テレトピア	40.71%
市からの財政支出が収入の多くを占める法人	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	—
	社会福祉法人鳥取福祉会	—
	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター	—

第3章 監査の結果

以下、各事業に係る「指摘事項」及び「意見」を記述する。

「指摘事項」とは、一連の事務手続きの中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続きの中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第1 各出資法人等への支出に係る指摘事項及び意見

1 鳥取市土地開発公社

(1) 法人の概要

名称	鳥取市土地開発公社
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
設立登記年月日	昭和49年11月1日
基本財産 (うち市出捐金)	5,000,000円 (5,000,000円)
役員数	理事：12人 監事：3人
職員数	4人

(2) 鳥取市土地開発公社への支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額(円)
職員課	委託料	あっせん等事業収益	7,638,390

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

2 公益財団法人鳥取市環境事業公社

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取市環境事業公社
設立目的	鳥取市及びその周辺町において、廃棄物の適正な処理及びその他環境を保全するために必要な事業を行うことにより、生活環境の保持及び公衆衛生の向上に寄与する。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	昭和 45 年 6 月 29 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	500,000 円 (500,000 円)
役員数	評議員：6 人 理事：8 人 監事：2 人
職員数	276 人

(2) 公益財団法人鳥取市環境事業公社への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
廃棄物対策課	委託料	一般廃棄物の収集及び運搬業務（末広通り休日清掃業務、使用済小型電子機器等の収集運搬業務含む）	614,144,000
廃棄物対策課	委託料	鳥取市ふれあい収集及び運搬業務	1,366,310
廃棄物対策課	委託料	大型ごみ処理手数料徴収事務	797,070
廃棄物対策課	委託料	動物死体の収集運搬業務	551,200
廃棄物対策課	委託料	し尿及び浄化槽汚泥の運搬業務	10,938,000
下水道企画課	委託料	鳥取市東部地域千代川右岸下水道等施設包括的管理委託業務	1,077,228,900
下水道企画課	委託料	鳥取市東部地域千代川左岸下水道等施設包括的管理委託業務	353,299,100
下水道企画課	委託料	集落排水施設汚泥の引抜運搬業務	41,454,000
下水道企画課	委託料	集落排水施設汚泥の引抜運搬業務（その 2）	14,714,000
下水道企画課	委託料	鳥取市雨水排水施設運転等業務	16,401,000
下水道企画課	委託料	湖山貨物基地地下水道管清掃業務	313,500

下水道企画課	委託料	産業廃棄物処理委託業務	155,760
下水道企画課	委託料	下水道清掃業務	9,265,300

(3) 一般廃棄物の収集及び運搬業務委託（末広通り休日清掃業務、使用済小型電子機器等の収集運搬業務含む）

ア 事業概要

名称	一般廃棄物の収集及び運搬業務
所管課	環境局 廃棄物対策課
事業内容	市民が排出した一般廃棄物を鳥取市一般廃棄物処理計画（令和2年鳥取市告示第244号）に基づき、適正に収集運搬し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。
契約内容	指定する収集区域内（鳥取地域）の家庭から持ち出された一般廃棄物を指定した日時に収集し、指定された搬入場所に運搬する。 【業務の種類及び区域】 （鳥取地域） 可燃ごみ、食品トレイ、資源ごみ、小型破砕ごみ、プラスチックごみ、乾電池・蛍光灯等、ペットボトル、大型ごみ、古紙類、使用済小型電子機器等 （市営墓地、末広通り休日清掃） 円護寺墓地、末恒墓苑、いなば墓苑、第2いなば墓苑、鳥取市末広温泉町（末広通り）
契約方法	随意契約 < 随意契約の理由 > 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの） 市町村が一般廃棄物の収集運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条第1項において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが要請されている。鳥取市環境事業公社は長年対象地域の収集及び運搬業務を担い、適切に業務遂行してきた実績を有し、本委託業務を行うに十分な能力を有すると判断できる。

	また、一般廃棄物の処理という業務の公共性を鑑み、地方公共団体の経済性の確保等の要請よりも業務の遂行の適正を重視するため、競争入札に適さない。
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	614,144,000円

イ 監査の結果

前金払について【意見】

本事業は、市民が排出した一般廃棄物（可燃ごみ等）を定期的に収集し、指定された場所へ運搬する事業で、市民生活の衛生環境を守るうえで欠かせない事業であり、鳥取市環境事業公社の他、民間企業5者へ委託され、市内の各エリアを分担する形で実施されている。

委託費は年間総額で614,144,000円であるが、鳥取市環境事業公社に対し、毎月、前金払として委託総額を12月で除した均等額（月額51,178,667円）が支払われている。

地方公共団体の支出は、支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない（地方自治法第232条の4第2項）が、その特例として前金払をすることができる（地方自治法第232条の5第2項）こととなっている。前金払とは、金額の確定した債務について、相手方の義務の履行前に委託料等の契約代金を支払うことをいい、地方自治法施行令において限定的に定められている。

（参考）地方自治法施行令第163条（前金払）

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- 五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 七 運賃
- 八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしない

ければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

このように認められる前金払であるが、やみくもに適用するのではなく、十分な合理性や必要性を有することが必要である。

本事業において前金払を行う理由として、前金払理由書には「本市は4月当初から家庭ごみの収集運搬業務を行う必要がある。しかしながら、本契約は、多額の委託料となっており、相手方が当該業務実施で生じる必要経費の支払いのための資金が不足し、確実な履行が妨げられるおそれがある。本市は、相手方の資金不足のリスクを回避し、生活環境の保全上の支障が生じることなく、業務履行を担保するため、前金払を行うこととする」と記載されている。

本事業の公共性の高さを鑑みると、資金不足による業務の停滞は市民に対する影響度は大きく、前金払による措置は時として必要である。しかし、前金払を必要最小限に抑えていくべきであり、そのためには、鳥取市環境事業公社において真に必要となる資金の把握が必要である。

本事業の委託費の内容を確認すると「車両更新費」（年間合計 37,417,828円）が含まれていることがわかった。これは、ごみ収集に係る特殊車両等の年間減価償却費相当額が計上され、実質的には車両の購入（又はリース）に充てられる積立金の性質を有しているものであるが、その各月均等額（3,118,152円）を前金払としていた。しかし、「車両更新費」は減価償却費相当額であるから、鳥取市環境事業公社においてそれに見合う支出（キャッシュアウト）がないものであり、毎月定額を前金払とする必要性がないと考える。「車両更新費」については、車両の購入時期等の計画等を策定し、実際の資金需要時に、必要額のみを前金払とされたい。

（４）し尿及び浄化槽汚泥の運搬業務委託

ア 事業概要

名称	し尿及び浄化槽汚泥の運搬業務
所管課	環境局 廃棄物対策課
事業内容	鳥取市一般廃棄物処理計画に基づき、鳥取市の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。
契約内容	し尿及び浄化槽汚泥を指定する中継所から汲み取り、因幡浄苑まで運搬する。 指定する中継所及び収集地域

	福部中継所（福部地域）、河原中継所（河原地域）、用瀬中継所（用瀬地域、佐治地域）、気高中継所（気高地域、鹿野地域、青谷地域）
契約方法	<p>随意契約</p> <p>< 随意契約の理由 ></p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの）</p> <p>市町村が一般廃棄物の収集運搬を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条第 1 項において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが要請されている。鳥取市環境事業公社は長年本運搬業務を担い、適切に業務遂行してきた実績を有し、本委託業務を行うに十分な能力を有すると判断できる。</p> <p>一般廃棄物の処理という業務の公共性を鑑み、地方公共団体の経済性の確保等の要請よりも業務の遂行の適正を重視するため、競争入札に適さない。</p>
委託期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委託金額	10,938,000 円

イ 監査の結果

前金払について【意見】

本事業は、し尿及び浄化槽汚泥を指定する中継所からくみ取りし、因幡浄苑へ運搬する事業で、市民生活の衛生環境を守るうえで欠かせない事業であり、鳥取市環境事業公社へ委託し実施している。

委託費は年間総額で 10,938,000 円であるが、鳥取市環境事業公社に対し、毎月、前金払として委託総額を 12 月で除した均等額（月額 911,500 円）が支払われている。

前金払については、地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 3 号「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」を根拠とし、前金払理由書には「本契約は、多額の委託料となっており、相手方が当該業務実施で生じる必要経費の支払いのための資金が不足し、確実な履行が妨げられるおそれがある。本市は相手方の資金不足のリスクを回避し、生活環境の保全上の支障が生じることなく業務履行を担保するため」としている。

本事業の委託費の内容を確認したところ「車両更新費」（年間合計848,000円）が含まれており、かつそれを前金払として各月均等額（70,666円）を支払っていることが確認された。前掲「一般廃棄物の収集及び運搬業務委託」においても意見したとおり、「車両更新費」については毎月定額を前金払とする必要性がない。車両更新費については、車両の購入時期等の計画等を策定し、実際の資金需要時に、必要額を前金払とされたい。

3 一般財団法人鳥取開発公社

(1) 法人の概要

名称	一般財団法人鳥取開発公社
設立目的	鳥取市が策定する総合計画方針に基づき、移住定住のための支援等に関する事業を行うとともに、生活環境の整備改善等を行うことにより、鳥取市のまちづくりに貢献し、もって鳥取市の発展に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	昭和 37 年 9 月 23 日 (平成 26 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	30,500,000 円 (15,500,000 円)
役員数	評議員：5 人 理事：12 人 監事：3 人
職員数	4 人

(2) 一般財団法人鳥取開発公社への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
中心市街地整備課	委託料	鳥取市まちなか居住体験施設整備運営業務	1,940,000
地域振興課	委託料	「移住・交流情報ガーデン」等設置事業	16,377,000
地域振興課	委託料	首都圏移住定住相談員設置事業	4,474,000
中心市街地整備課	補助金	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金	12,505,000

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

4 公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会
設立目的	鳥取市における都市公園等の円滑な管理運営を通して、健全な利用促進と公園愛護意識の高揚を図ることをもって、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	昭和 51 年 12 月 15 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	500,000 円 (500,000 円)
役員数	評議員：5 人 理事：7 人 監事：2 人
職員数	17 人

(2) 公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
都市環境課	委託料	鳥取市公共空地施設維持管理業務	10,086,600
都市環境課	委託料	鳥取市協働による公園芝生化業務 (都市公園)	9,243,300
都市環境課	委託料	鳥取市協働による公園芝生化業務 (公共空地)	1,199,880
都市環境課	委託料	鳥取市協働による芝生化維持管理業務	9,704,000
都市環境課	委託料	ナチュラルガーデン緑化推進業務	3,688,300
情報政策課	委託料	スポーツ施設予約サービス口座振替業務	2,675,200
生涯学習・スポーツ課	委託料	鳥取市スポーツ広場芝刈業務	342,100
都市環境課	指定管理料	鳥取市都市公園等指定管理業務	105,800,000
都市環境課	指定管理料	鳥取市風紋広場指定管理業務	4,750,000

(3) 鳥取市公共空地施設維持管理業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取市公共空地施設維持管理業務
所管課	都市整備部 都市環境課
事業内容	鳥取市内の公共空地（計 107）の維持管理を行う
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空地の除草、樹木の剪定、害虫駆除等の維持管理 ・公共空地の巡視、施設の保守点検及び補修並びに状況報告等 ・公共空地の草刈り等で生じたごみの処分 ・公共空地の利用推進及び啓発活動 ・公園愛護会の指導育成
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの）</p> <p>現在、鳥取市都市公園等の施設は鳥取市公園・スポーツ施設協会が指定管理者として維持管理を行っている。公共空地は都市公園としての機能もあり、地域住民の憩いの場として幅広く利用されている。長年、公共空地と都市公園管理業務は、地域住民が公園愛護会を結成し、公園監視・清掃及び除草等の維持管理業務を鳥取市公園・スポーツ施設協会との協働で行っている。維持管理を効果的に進めるには公園愛護会の円滑な連携が必要で、従来から公園愛護会連合会との連絡調整の事務局として鳥取市公園・スポーツ施設協会が取りまとめており、公共空地を熟知している。技術と経験が豊富である唯一の団体である。</p>
委託期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委託金額	10,086,600 円

イ 監査の結果

① 仕様書による委託内容の明確化について【指摘事項】

本事業の委託内容は、委託契約書第 1 条第 2 項において「公共空地の巡視、施設の保守点検及び補修並びに状況報告等に関すること」とされ、その対象となる公共空地及びその施設は、契約書別表において、公共空地（計 107 ケ所）の名称及びその公共空地における「遊具施設」「水飲」「照明器具」「砂場」

の有無が記載されており確認することができる。

業務実績報告書には、公共空地のすべての「遊具施設」については巡視を行った旨及びその劣化状態等の記載がされていたが、その他の「水飲」「照明器具」「砂場」については巡視及び劣化状態等の記載がなく、結果として報告がなされていない。

また、本委託事業は、契約に際し仕様書の作成がなされていない。仕様書がなく、最低限履行すべき内容の取り決め（巡視の頻度など）がないため、結果として報告が十分になされないことにつながっていると考える。仕様書を作成し、最低限履行すべき委託内容を明確化すべきである。

② 公文書の公印省略について【指摘事項】

本事業の委託料額確定通知書（令和3年4月2日発都環第47号）が、公印の押印を省略する方法で発信されていた。

公文書の公印の押印を省略できる場合は、鳥取市文書取扱規程に次のように規定されている。

鳥取市文書取扱規程第32条(公印及び契印)

発送文書には公印を押印するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの以外の文書については、公印の押印を省略することができる。

- (1) 法令等により公印を押印することとされている文書
- (2) 市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他の特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に押印が必要と認められる文書

委託料額確定通知書は第2号「市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書」に該当するため、公印の押印を省略すべきではなかった。

(4) 鳥取市協働による公園芝生化事業（都市公園）（公共空地）

ア 事業概要

名称	鳥取市協働による公園芝生化事業（都市公園） 鳥取市協働による公園芝生化事業（公共空地）
所管課	都市整備部 都市環境課
事業内容	都市公園及び公共空地の芝生化及び芝生化後の維持管理
契約内容	・ 地元管理組織づくりの啓発、助言 ・ 芝生化への相談業務 ・ 芝苗植付の指導、サポート

	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈り機の操作研修 ・冬芝の種まき指導 ・芝刈り機の貸出、運搬 ・事業1年目の地元管理組織との協議、管理 ・事業2年目の芝生化事業に係る芝生の単独管理への移行サポート ・鳥取市協働による芝生化事業に係る芝生の植付実験 ・公園の芝生化業務に係る肥料、ポット苗、種等購入 ・公園の芝生の維持管理に係る肥料、苗等の購入 <p>対象施設</p> <p>(都市公園) 市民スポーツ広場 10,000 m² 倉田スポーツ広場 10,000 m² (公共空地) 千代水スポーツ広場 1,000 m²</p>
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの)</p> <p>本業務は、公園愛護会等の地域組織と協働で都市公園、公共空地等の芝生化の推進が目的である。鳥取市公園・スポーツ施設協会は都市公園等の指定管理者として長年公園等の芝生化に携わっており、豊富な経験と技術を有している。また、従来から地域団体などと連携して管理を進めており、芝生化について連携して効果的に進めることができる唯一の団体である。</p>
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	<p>鳥取市協働による公園芝生化事業(都市公園)</p> <p>9,243,300円</p> <p>鳥取市協働による公園芝生化事業(公共空地)</p> <p>1,199,880円</p>

イ 監査の結果

① 完了検査等の未実施について【指摘事項】

本事業は、都市公園や公共空地の芝生化を公園愛護会や地域住民と協働で実施し、緑化を推進する事業である。鳥取市公園・スポーツ施設協会は肥料散布などを直接行うほか、公園愛護会等への指導等を行っている。

本委託事業は、公園や空地の「芝生化」の完了が求められる事業であり「請負契約」に該当する側面を有している。請負契約とは、「仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する」契約（民法第 632 条）とされる。したがって、市は委託先の鳥取市公園・スポーツ施設協会に対し、完成の結果を検査する必要がある。

しかし、市は、委託事業の完了時に鳥取市公園・スポーツ施設協会から提出された「委託業務完了通知書」を受理するのみで、検査を実施していなかった。委託契約書に検査等に関する条項がないことが要因の一つであると考えられるため、検査等の条項を追加する契約の改定を行った上で、検査等を実施すべきである。

② 前金払について【指摘事項】

本事業の委託料については、市は次のとおり前金払を行っている。

事業名	鳥取市協働による公園 芝生化事業（都市公園）	鳥取市協働による公園 芝生化事業（公共空地）
委託料総額	9,243,300 円	1,199,880 円
前金払（1 回目）	6,000,000 円 （令和 2 年 6 月 18 日）	1,000,000 円 （令和 2 年 6 月 18 日）
前金払（2 回目）	3,243,300 円 （令和 2 年 10 月 20 日）	199,880 円 （令和 2 年 10 月 30 日）

前金払を行う理由として、前金払理由書には「協働による芝生化のための芝生及び肥料などの材料費、作業従事者の人件費等の準備経費を事前に確保する必要があるため」と記載されていた。

本事業は前掲「①完了検査等の未実施について【指摘事項】」のとおり「請負契約」に該当する側面があるところ、前金払の適用にあたっては地方自治法施行令第 163 条に定める「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」である必要がある。上記の前金払の理由は、単なる資金面での相手方の要望を受けているに過ぎず、前金でなければ契約自体を締結できないものではないことから、前金払とした措置は不適切であり、前金払以外の支払方法へ変更するよう検討すべきである。

(5) 鳥取市協働による芝生化維持管理業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取市協働による芝生化維持管理業務
所管課	都市整備部 都市環境課
事業内容	公園及び公共空地の芝生化後の維持管理業務
契約内容	平成 18 年度から令和元年度まで芝生化を行った公園・空地・スポーツ広場の芝生維持管理の指導・サポート、芝刈り機の貸出・運搬、公園及び公共空地の芝生の維持管理に係る肥料・種等の購入
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 本業務は、公園愛護会等の地域組織と協働で都市公園等の芝生の維持管理を行うことを目的としている。鳥取市公園・スポーツ施設協会は、都市公園の指定管理者として長年公園等の芝生化に携わっており、豊富な経験と技術を有している。また、従来からスポーツ広場利用団体などと連携して管理を進めており、芝生化について連携して効果的に進めることができる唯一の団体である。
委託期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委託金額	9,704,000 円

イ 監査の結果

① 経費実績の未把握について【指摘事項】

本事業は、平成 18 年度から令和元年度までの間に実施されてきた芝生化事業において芝生化が完了した公園や広場（計 74 件）につき、その後の維持管理を行うものである。

本事業の実績報告書に記載された経費実績は、以下のとおりであった。

(内容)

費目	実績額 (円)	見積額 (円)
肥料購入費	1,948,320	1,871,100
種購入費	1,842,489	1,600,000
芝刈り購入費	22,200	333,000
運搬費燃料	177,000	177,000

芝刈機点検料	635,900	635,900
芝刈機消耗品等(※)	1,555,050	1,555,050
軽トラリース料	230,000	230,000
人件費	960,000	960,000
芝刈機運搬料	960,000	960,000
計	8,330,959	8,322,050
諸経費	490,859	499,768
計(税抜)	8,821,818	8,821,818

※消耗品費明細書

費目	実績額(円)	見積額(円)
替え刃(ハンドガイド)	280,000	280,000
替え刃(乗用)	240,000	240,000
エレメントほか(ハンドガイド)	31,780	31,780
エレメントほか(乗用)	52,920	52,920
デッキベルト	272,000	272,000
プラグ	25,350	25,350
肥料散布機	105,000	105,000
スプリンクラー	48,000	48,000
芝刈機修理代	500,000	500,000
計	1,555,050	1,555,050

上記のとおり、「見積額」と「実績額」が同額のものが散見された。そこで鳥取市公園・スポーツ施設協会が作成した帳簿を確認したところ、その帳簿は、芝に関連し、市が同協会に委託する2事業「鳥取市協働による公園芝生化事業(都市公園)」「鳥取市協働による公園芝生化事業(公共空地)」を含めた計3事業分の経費を混在させて経理処理したものであることがわかった。本事業に要した経費が区分経理されていない状態であるため、上記の実績額はその信憑性が著しく低いものであるが、市の所管課においても事業ごとの実績額を精査しないままであった。なお、前年度においても同様の対応をとっており、これを常態化させていることもわかった。

委託料の額の確定にあたり、その事業の支出経費の実績額の精査は、最も基本的な作業である。鳥取市公園・スポーツ施設協会への経理指導を行い、事業単独での経費実績を徴取し、正確な委託料の額の確定作業を行うべきである。

② 委託料の額の確定通知の遺漏及び事後作成の不適切な公文書について【指摘事項】

委託料の額の確定にあたっては、委託契約書第 10 条において「業務完了後は、検査ののち委託料の額の確定を行い、法人に通知する必要がある」と規定されている。検査及び額の確定は行っていたものの、鳥取市公園・スポーツ施設協会への委託料の額の確定通知を行っていなかった。

なお、このことを所管課に指摘したところ、所管課は、確定通知の手続きが漏れていたとし、その後法人への通知を行った。しかし、その通知書は令和 3 年 3 月 31 日付で実際の通知日から日付の遡及がなされていること、文書番号の採番がないこと、公印の押印が省略されていることなど、公文書としての効力に疑問を呈さざるを得ないものである。公文書の信用を失う行為であるため、適正な文書事務の執行のため、根本的に内部統制を見直すべきである。

(6) 鳥取市スポーツ広場芝刈業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取市スポーツ広場芝刈業務
所管課	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
事業内容	スポーツ広場の芝刈りを行う
契約内容	次のスポーツ広場の芝刈り及び刈草の収集 (概ね 10 日～15 日間に 1 回) 「鳥取市美穂スポーツ広場 (鳥取市朝月)」 2,500 m ²
契約方法	随意契約 < 随意契約の理由 > 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (契約規則で定める金額以下) 「その他のもの」 50 万円以下
委託期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日まで
委託金額	342,100 円

イ 監査の結果

契約日の遡及について【指摘事項】

本事業は、鳥取市朝月地内「美穂スポーツ広場」の芝刈り業務を委託するものである。市は、委託に際し、3 者から見積書を徴取し、最低価格を提示した鳥取市公園・スポーツ施設協会との契約を行った。

名称	見積日	見積金額
鳥取市公園・スポーツ施設協会	令和 2 年 4 月 10 日	342,100 円
A 社	令和 2 年 4 月 10 日	404,683 円
B 社	令和 2 年 4 月 10 日	389,400 円

3 者の見積書の提出日がすべて「令和 2 年 4 月 10 日」であるのに対し、協会との委託契約日が「令和 2 年 4 月 1 日」となっており、日付が遡及していた。

今後の契約書の作成において、適正な契約事務が執られるよう内部統制を強化すべきである。

5 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会

(1) 法人の概要

名称	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
設立目的	市民の心身の健康と、安定した生活及び地域社会の発展に寄与するため、所有する施設と、鳥取市から指定された施設を適切に管理するとともに、それらの施設を活用し、生涯学習の推進、文化芸術及びスポーツの振興を図ることを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	昭和 47 年 2 月 9 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	3,700,000 円 (3,500,000 円)
役員数	評議員：5 人 理事：6 人 監事：2 人
職員数	40 人

(2) 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
生涯学習・スポーツ課	委託料	生涯学習講座運営等業務	6,690,592
生涯学習・スポーツ課	委託料	ファブラボとっとり施設整備管理運営業務	3,636,500
生涯学習・スポーツ課	指定管理料	国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープールの管理及び運営業務	20,431,533
生涯学習・スポーツ課	指定管理料	鳥取市文化センターの管理及び運営業務	88,750,782
生涯学習・スポーツ課	指定管理料	鳥取市民体育館ほか 4 施設の管理及び運営業務	48,275,471
文化交流課	指定管理料	鳥取市民会館の管理及び運営業務	42,329,772
生涯学習・スポーツ課	補助金	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金	56,044,526
生涯学習・スポーツ課	補助金	鳥取市教育福祉振興会施設整備補助金	826,000

文化交流課	補助金	鳥取市文化芸術事業に関する補助金	108,000
生涯学習・ スポーツ課	負担金	鳥取市教育福祉振興会運営負担金 (建物火災保険料、プール公認料)	198,575
文化交流課	負担金	鳥取市民会館の固定 IP アドレス取得に係る負担金	133,320

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

6 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
設立目的	多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成6年10月3日 (平成25年4月1日)
基本財産 (うち市出捐金)	24,000,000円 (12,000,000円)
役員数	評議員：7人 理事：7人 監事：2人
職員数	19人

(2) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館への支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
文化交流課	指定管理料	鳥取世界おもちゃ館の管理及び運営業務	76,332,000
観光・ジオパーク推進課	補助金	鳥取市観光産業育成支援事業補助金（V字回復受入整備事業）	200,000

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

7 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取県東部環境管理公社
設立目的	この法人は、廃棄物等の減量化と資源のリサイクルを推進する事業及び公共施設の管理運営を受託する事業を行うことにより、住民の健康で安全な生活と公共の福祉の増進並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成9年3月27日 (平成26年4月1日)
基本財産 (うち市出捐金)	10,000,000円 (7,946,000円)
役員数	評議員：5人 理事：5人 監事：2人
職員数	26人

(2) 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社への支出（令和2年度）

公益財団法人鳥取県東部環境管理公社への支出なし。

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

8 公益財団法人鳥取市人権情報センター

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取市人権情報センター
設立目的	鳥取市に暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない社会の実現を目指して、市民活動に対する支援を行うなど市民参画型の手法を取り入れながら人権問題に関する各種の事業を行うことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成 11 年 4 月 12 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	10,000,000 円 (10,000,000 円)
役員数	評議員：9 人 理事：6 人 監事：2 人
職員数	5 人

(2) 公益財団法人鳥取市人権情報センターへの支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
人権推進課	委託料	人権とっとり講座実施業務	994,750
人権推進課	委託料	世界人権宣言推進事業実施業務	1,023,000
人権推進課	委託料	人権啓発・学習資料作成業務	130,000
人権推進課	委託料	インターネットモニタリング業務	85,000
人権推進課	補助金	公益財団法人鳥取市人権情報センター運営費補助金	30,300,000

(3) 人権とっとり講座実施業務委託

ア 事業概要

名称	人権とっとり講座実施業務
所管課	人権政策局 人権推進課
事業内容	鳥取市に暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市の実現をより一層推進するため、様々な人権について学ぶ機会を提供し、地域や職場で人権教育・啓発の取り組みを推進するための

	講座を開設する。
契約内容	人権とっとり講座の開講 (令和2年7月6日から令和2年10月8日までの間に計6講座、1講演会を実施)
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) カリキュラム作成には、単なる教育分野だけでなく、人権問題に取り組むための高度な専門的知識・経験を必要とし、また、運営については、参加者の一般的な個人情報のみならず、極めて内面的な部分にも関わる可能性があるため、様々な人権問題に関する調査・研究・啓発・相談に携わる人権専門機関である鳥取市人権情報センターが適当であり、ほかにない。
委託期間	令和2年4月17日から令和3年3月31日まで
委託金額	1,041,000円 (精算金額994,750円)

イ 監査の結果

検査及び額の確定作業等の明文化について【指摘事項】

本事業は、期中において委託費の概算払を行い、本事業終了後にその概算払の精算（返納）処理を行っている。

概算払については、通常、最終的にその事業において事業期間内に支出した経費実績を精査し、その結果に基づき委託料の額の確定を行い、確定額との精算を行う。しかし、本事業の返納については、市は、鳥取市人権情報センターから提出された「業務完了通知書」「精算書」に記載された金額について精査せず、検査、委託料の額の確定及びその通知が行われず、結果として鳥取市人権情報センターが提出した金額のまま返納処理した。よって、返納額が適正であるかどうか不明の状態である。

これに関し、所管課から、検査や委託料の額の確定作業を行わなかったのは、「委託契約書に検査及び額の確定通知を行う旨の条項を設けていないため『委託業務完了通知書』『精算書』等の提出による実績報告をもって精算している」との説明を受けた。しかし、精算（返納）を行う上は、契約書に条項がないことは理由にならず、むしろ契約書の内容の瑕疵を疑うべきである。今後は、契約書に検査、額の確定に関する条項を追加し、適正な委託料の支

出に努められたい。

(4) 世界人権宣言推進事業実施業務委託

ア 事業概要

名称	世界人権宣言推進事業実施業務
所管課	人権政策局 人権推進課
事業内容	多くの人々に世界人権宣言の意義と重要性を訴え、正しい人権思想の普及と高揚を図り、すべての差別と偏見をなくすための取り組みを行う。
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言推進鳥取市実行委員会 総会の開催 ・人権フォーラム 2020 の開催 ・人権標語・ポスターの募集、人権啓発ポスターの作製及び配布 ・人権標語・ポスター入賞者の表彰及び入賞作品の展示 ・人権週間懸垂幕の設置（市役所本庁舎） ・人権情報センター機関紙（ライツ）への関連記事の掲載 ・人権週間街頭啓発活動の参加
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの）</p> <p>本業務は、多くの人々に世界人権宣言の意義と重要性を訴え、正しい人権思想の普及と高揚を図り、すべての差別と偏見をなくすための事業を実施するものである。業務履行にあたっては、専門的知識と業務遂行力を持ち、かつ実績のある業者に業務委託し実施する必要があるとあり、単に価格のみに着目した競争入札は適さない。本業務の委託にあたっては、人権啓発の専門機関である鳥取市人権情報センターが適当と判断される。</p>
委託期間	令和 2 年 4 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委託金額	1,023,000 円

イ 監査の結果

検査及び額の確定作業等の明文化について【指摘事項】

本事業は、期中において委託費の概算払を行っている。概算払については、

通常、最終的にその事業において事業期間内に支出した経費実績を精査し、その結果に基づき委託料の額の確定を行い、確定額との精算を行う。しかし、本事業については、市は、鳥取市人権情報センターから提出された「業務完了通知書」「精算書」を受領したのみで、それに記載された金額について精査せず、検査、委託料の額の確定及びその通知を行わなかった。

これに関し、所管課から、検査や委託料の額の確定作業を行わなかったのは、「委託契約書に検査及び額の確定通知を行う旨の条項を設けていないため『委託業務完了通知書』『精算書』等の提出による実績報告をもって精算している」との説明を受けた。しかし、契約書に条項がないことは理由にならず、むしろ契約書の内容の瑕疵を疑うべきである。今後は、契約書に検査、額の確定に関する条項を追加し、適正な委託料の支出に努められたい。

9 公益財団法人鳥取市文化財団

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取市文化財団
設立目的	鳥取市に関係した文化、観光、産業に関する資料や文化財の調査、研究、収集、保存及び公開を行うとともに教育普及啓発を行い、もって郷土愛の醸成を図り、市民文化の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成 12 年 1 月 24 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	13,800,000 円 (10,500,000 円)
役員数	評議員：5 人 理事：7 人 監事：2 人
職員数	36 人

(2) 公益財団法人鳥取市文化財団への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
文化財課	委託料	鳥取市歴史博物館常設展示リニューアル業務	94,540,300
文化財課	委託料	鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース照明更新業務	5,183,640
文化財課	委託料	鳥取市歴史博物館特別展等開催事業	9,027,125
文化財課	委託料	国府史跡ネットワーク案内広場維持管理業務	1,464,700
文化財課	委託料	鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業	912,498
文化財課	委託料	鳥取市内遺跡発掘調査推進管理業務	7,230,354
文化財課	委託料	発掘調査資料整理業務	6,134,125
経済・雇用 戦略課	委託料	鳥取市あおや和紙工房企画展運営事業	3,000,000
文化財課	指定 管理料	鳥取市歴史博物館指定管理業務	113,042,315
文化財課	指定 管理料	仁風閣及び宝扇庵指定管理業務	19,325,370

文化財課	指定管理料	鳥取市因幡万葉歴史館指定管理業務	41,683,000
文化財課	指定管理料	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館指定管理業務	31,290,926
経済・雇用戦略課	指定管理料	鳥取市あおや和紙工房指定管理業務	16,782,695
文化交流課	指定管理料	城下町とっとり交流館指定管理業務	9,445,868
文化財課	補助金	公益財団法人鳥取市文化財団事務局運営補助金	38,693,000
文化財課	補助金	埋蔵文化財発掘調査管理運営補助金	2,372,000
文化財課	負担金	HOT 連携に伴う入館料負担金（鳥取歴史博物館）（注）	3,757
文化財課	負担金	HOT 連携に伴う入館料負担金（仁風閣及び宝扇庵）	201,435
文化財課	負担金	HOT 連携に伴う入館料負担金（鳥取市因幡万葉歴史館）	128,406
文化財課	負担金	鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース調湿材購入負担金	937,200
文化財課	負担金	仁風閣修繕負担金	1,452,000

（注）HOT 連携：姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会

（３）鳥取市歴史博物館指定管理業務

ア 事業概要

名称	鳥取市歴史博物館指定管理業務
所管課	教育委員会事務局 文化財課
事業内容	鳥取市歴史博物館（鳥取市上町 88 番地） （愛称：やまびこ館）の管理及び運営
契約内容	（業務内容） ・博物館の利用の許可及び必要な利用の制限 ・博物館の施設及び設備の維持管理 ・博物館の企画展示等、文化事業の実施 ・博物館の管理上、鳥取市が必要と認める業務の実施
契約方法	「鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 6 号）」第 3 条に基づく指定管理者として

委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	113,042,315円（令和2年度指定管理料）

イ 監査の結果

「多大な利益」が生じた場合の協議の未実施について【指摘事項】

鳥取市歴史博物館は、平成3年度の鳥取市総合計画で「市民が愛護精神や郷土愛を培いながら歴史や文化を体系的に学習できるよう、文化財の調査研究、公開展示、保存管理を行う施設の整備を促進する」と掲げ、平成9年度に建設着手し、平成11年5月に完成した施設で、愛称を「やまびこ館」とし平成12年7月1日の開館以降、市民に親しまれている施設である。その中、鳥取市文化財団は同施設の指定管理者として、管理運営を行っている。

指定管理に係る「鳥取市歴史博物館の管理及び運営に関する基本協定書」において、剰余金の取扱いについて次のように定められている。

<p>第31条（剰余金の取扱い）</p> <p>博物館に係る業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて甲と協議するものとする。</p>
--

令和2年度の歴史博物館の収支状況については、次のとおりであった。

鳥取市歴史博物館指定管理事業収支内訳（要約）

科目	予算額（円）	決算額（円）	備考
事業活動収入	321,269,000	320,262,503	うち常設展示リ ニューアル 188,775,764円
事業活動支出	△290,265,000	△287,368,181	
投資活動支出	△5,278,500	△5,227,800	
財務活動支出	△415,000	△414,829	
予備費支出	△25,310,500	0	
当期事業収支差額	0	27,201,693	

当期事業収支差額が、当初計画が0円に対し決算額が27,201,693円となっており、この金額は施設の規模からみて「多大な利益」と考えられる。については、基本協定書第31条に則り、「多大な利益」の取扱いについて市と財団とは協議すべきであった。

しかし、市と鳥取市文化財団は現在まで協議を実施していない。その理由

として所管課から「財団所管の施設全体での執行状況により多大であるかどうかを判断した結果多大な利益がないと判断した」ためとの説明を受けた。

しかし、多大な利益の判断は基本協定書第 31 条において「博物館に係る業務」の範囲で行うと定められており、財団所管の施設全体での執行状況により判断するものでなく、市が協議不要とした判断は協定書に反するものである。速やかに協議を行い、剰余金の有効活用等に向けての具体的な方針を示されたい。

また、これを機に「多大な利益」の判断基準や、協議開催の期限など、運用を具体化し、実行していくことが望まれる。

なお、所管課の説明のとおり「財団所管の施設全体での執行状況により多大であるかどうかを判断」するほうが有益であることも考えられる。その際は、施設全体で剰余金の扱いを統一すること等が必要であり、協定内容の包括的な見直しを検討されたい。

(4) 鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース調湿材購入負担金

ア 事業概要

名称	鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース調湿材購入負担金
所管課	教育委員会事務局 文化財課
交付目的	修繕費が令和 2 年度鳥取市歴史博物館指定管理料に含む基準修繕額を超過することに際し、「鳥取市歴史博物館の管理及び運営に関する基本協定書」第 7 条第 1 項で定める責任分担事項に基づき市が修繕費を負担するもの
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品名 特別展示室展示ケース 調湿剤(カセットタイプ) アートソープ 55% ・ 数量 200 個 (富士シリシア化学株) ・ 規格 330×110×40 mm
負担金額	937,200 円

イ 監査の結果

負担金措置の是非について【意見】

本負担金は、鳥取市歴史博物館において、特別展示室の展示ケースにおける調湿材を購入するために措置されたものであり、それをもって鳥取市文化財団は調湿材を購入した。指定管理料とは別に、本負担金が措置されたのは「鳥取市歴史博物館の管理及び運営に関する基本協定書」第 7 条（責任分担）における「別紙 2（甲と乙との責任分担事項）」を根拠としていた。

(基本協定書 別紙2「甲と乙との責任分担事項」) 一部抜粋

指定管理者と教育委員会との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄又は右欄に○印のついた者が負うものとします。

内容		指定 管理者	教育 委員会	
施設の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	建物及び設備の劣化、損傷部分又は機器の性能、若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕	基準修繕費以内の修繕	○	
		基準修繕費を超える修繕		○
	資産価値の向上又は耐用年数の延長につながる修繕		○	

調湿材の購入は、施設の修繕「建物及び設備の劣化、損傷部分又は機器の性能、若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕」に該当すると判断し、本調湿材を購入した場合、鳥取歴史博物館における令和2年度における「基準修繕費」2,500,000円を超えることを理由として、本負担金は措置された。

しかし、調湿材の購入は、設備（展示ケース）の劣化や損傷部分等を実用上支障のない状態まで回復させる行為ではない。あくまで平常稼働のための性能等の維持の範疇において、定期交換を前提とする消耗品の購入であり、「施設の修繕」には該当しない。本監査における所管課の説明によると、調湿材は約5年に1回の定期交換を要するものであるとのことであり、実際は「基準修繕費」に関係なく購入するものであることがわかった。いずれにせよ、この負担金は、基本協定書別紙2「甲と乙との責任分担事項」の「施設の修繕」を根拠とすることはできないと考えられる。併せて基本協定書を確認したところ、調湿材の購入費を市の負担とすべき条項や項目は存在しないこともわかった。結果として、この負担金の制度上の位置付けが不明瞭なものとなっていると考えられる。

については、この調湿材の購入費用の負担の根拠を明確化し、制度設計をしていくことが望まれる。

(5) 鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業

ア 事業概要

名称	鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業
所管課	教育委員会事務局 文化財課
事業内容	大伴家持が国守として因幡国庁へ赴任した万葉時代をはじめとする古代を中心に歴史文化等を紹介する因幡万葉歴史館において、「万葉のふるさと」としての地域アイデンティティを後世につたえるため、「万葉」にかかわる講座やイベントを含めた企画運営事業を提案し、実施するもの
契約内容	講座 7回以上 イベントの開催 2回以上
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 本業務は、鳥取市因幡万葉歴史館の指定管理者である鳥取市文化財団が管理運営している同館の魅力アップや機能強化のために行うものであり、指定管理者に対し事業実施を求めるものであるため
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	1,150,000円 (精算額 912,498円)

イ 監査の結果

公文書の公印省略について【指摘事項】

鳥取市因幡万葉歴史館は、古代因幡国庁が置かれ、万葉の歌人である大伴家持が赴任したことに由来し、「万葉文化」をコンセプトに故郷の歴史文化等が学べる教育文化施設であり、各種展示やイベント等が実施されている。鳥取市文化財団は「鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例」(平成16年度鳥取市条例第63号)に基づき、指定管理者として同館の管理運営にあっており、本事業は同館の魅力アップ等のため、鳥取市文化財団に委託したものである。

「令和2年度鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業額の確定及び不用額の返納について(通知)(令和3年3月31日発教文第687号)」の公印の押印が省略される方法で発信されていた。本通知は、前掲のとおり、鳥取市文書取扱規程第

32 条第 2 項に定める「市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書」として、公印の押印を省略すべきではなかった。

10 一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター

(1) 法人の概要

名称	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター
設立目的	鳥取市における中小企業勤労者のための福利厚生事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成 12 年 4 月 1 日 (平成 25 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	10,000,000 円 (8,000,000 円)
役員数	評議員：6 人 理事：5 人 監事：2 人
職員数	4 人

(2) 一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
企業立地・支援課	補助金	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	9,630,000

(3) 一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金

ア 事業概要

名称	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金
所管課	経済観光部 企業立地・支援課
事業目的	勤労者に対する福利厚生事業を行う鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に要する一定の経費を補助することにより、中小企業における勤労者の福祉の増進に資する。
事業概要	補助上限額 9,630,000 円 補助率 10/10
補助金額	交付決定額 9,630,000 円 確定額 9,630,000 円

イ 監査の結果

補助金の未返納について【指摘事項】

鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターは中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行う団体であり、主に会員会費等と市からの補助金が運営経費の原資となっている。

その運営費補助金の精算の取扱いについては、「一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」において次のとおり定められている。

第3条（補助金の算定等）

本補助金は、サービスセンター事業に要する経費（会費収入、事業収入等の特定財源を除く）の10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

その中、鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターの正味財産増減計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）は次のとおりであった。

検証したところ、正味財産増減計算書の「経常費用」の額（99,385,896円）から受取補助金以外の「経常収益」の額（104,606,749-9,630,000=94,976,749円）を差し引いた金額は4,409,147円となり、その金額が受け取るべき補助金の額と推測されるが、実際の補助金の額の確定額は交付決定額と同額の9,630,000円となっており、過大に補助金を受け取っていることが判明した。

可及的速やかに、補助金の額を精査し、過大となっている補助金の返納を行うべきである。

（正味財産増減計算書）

（単位：円）

科目	計画	決算
経常収益		
基本財産運用収益	0	849
特定資産運用収益	2,000	2,125
受取会費	72,360,000	71,808,000
事業収益	22,395,000	22,237,600
受取補助金	9,630,000	9,630,000
雑収益	798,000	928,175
(A) 経常収益 合計	105,185,000	104,606,749
経常費用		
事業費	93,695,000	88,880,051

管理費	11,490,000	10,505,845
(B) 經常費用 合計	105,185,000	99,385,896
当期經常増減額 (A) - (B)	0	5,220,853

11 一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団

(1) 法人の概要

名称	一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団
設立目的	鳥取市用瀬町に伝わる流しびなの伝統行事を後世に伝承すると共に、その文化を伝える施設の管理運営に関する事業を行い、もって地域振興に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成4年4月10日 (平成25年4月1日)
基本財産 (うち市出捐金)	2,000,000円 (1,000,000円)
役員数	評議員：3人 理事：9人 監事：2人
職員数	6人

(2) 一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団への支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額(円)
観光・ジオパーク推進課	指定管理料	鳥取市流しびなの館の管理及び運営業務	19,900,000

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

12 株式会社さじ式拾壺

(1) 法人の概要

名称	株式会社さじ式拾壺
設立目的	過疎化に伴い、農林業をはじめ地場地域産業の従事者の高齢化および、後継者不足が顕在化し、農林地の荒廃、離農などの農林業の衰退傾向が続いている佐治村（現：鳥取市佐治町）で、地域住民の生活を守り、地域産業の振興を具体的なものとするため、行政や地元企業をはじめ多くの方の出資のもと設立。
設立登記年月日	平成7年1月30日
資本金 （うち市出資金）	30,000,000円 (16,500,000円)
役員数	取締役：9人 監査役：2人
職員数	6人

(2) 株式会社さじ式拾壺への支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
道路課他	委託料	除雪等業務委託料	14,101,065
道路課他	委託料	農道草刈委託業務他	1,833,150
観光・ジオパーク推進課	指定管理料	鳥取市佐治町自然環境活用センター、鳥取市佐治町たんぼり荘及び山王谷キャンプ場指定管理料	2,907,920
生涯学習・スポーツ課	指定管理料	鳥取市河原町総合体育館ほか3施設の管理及び運営に係る指定管理料	9,203,190
林務水産課	補助金	鳥取市竹林整備事業補助金	1,511,895
地域振興課	補助金	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（買い物福祉サービス支援事業）	2,500,000
農政企画課	補助金	イノシシ等被害防止対策事業補助金	148,708

(3) 鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（買い物福祉サービス支援事業）

ア 事業概要

名称	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（買い物福祉サービス支援事業）
所管課	佐治町総合支所 地域振興課

事業目的	本市の中山間地域において、買い物支援に係る取組や、買い物サービス事業の取組を支援することにより買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、住民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的として交付する。
事業概要	買い物福祉サービス支援事業 補助対象経費： （１）買い物福祉サービスの実施に係る経費（賃金、需用費、借料・損料、燃料費等） （２）その他事業実施に必要な経費 補助率：10分の10
補助金額	交付決定額：2,500,000円 概算払い額：2,500,000円 交付確定額：2,500,000円

イ 監査の結果

収支差額について【意見】

当該補助事業の実績報告書に添付されている買い物サービスに係る収支状況は、以下のとおりである。

【収入】	金額（円）	備考
売上高	3,848,540	
補助金収入	2,500,000	
収入計	6,348,540	
【支出】		
仕入原価	3,269,948	補助対象外
人件費	2,198,283	
販売費（資材等）	105,365	
運営費	451,507	
消費税	50,620	補助対象外
支出計	6,075,723	
差引計	272,817	

補助対象経費の人件費、販売費、運営費の合計2,755,155円に対して、補助金2,500,000円が交付されているが、補助金を交付することにより、結果として収支差額が272,817円のプラスとなっている。

当該補助金は補助対象経費の全額を補助するものであるが、補助金は本来、

事業実施に際して、収入が不足する場合に、その不足分を補うために交付するものであるとも考えられるため、販売収入がある場合には、販売による利益部分についても事業経費に充当し、不足分を補助金で補填すべきであるとする。

補助金は市民からの税収入の公金であるという認識から、収入がある場合には、補助対象経費からすべての収入を控除し、不足分に対して補助金を交付する方法への変更を検討する必要がある。

13 有限会社かみんぐさじ

(1) 法人の概要

名称	有限会社かみんぐさじ
設立目的	和紙及び和紙加工品の生産販売
設立登記年月日	平成7年11月1日
資本金 (うち市出資金)	3,000,000円 (1,550,000円)
役員数	取締役：5人 監査役：2人
職員数	6人

(2) 有限会社かみんぐさじへの支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額(円)
経済・雇用 戦略課	指定管理料	佐治町和紙生産伝習施設指定管理料	4,522,973

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

14 一般財団法人鳥取市農業公社

(1) 法人の概要

名称	一般財団法人鳥取市農業公社
設立目的	農家の高齢化や後継者不足等に対応するため、農作業の受委託、農地の保全管理、担い手の育成、特産加工品の開発普及、都市との交流、農村文化の伝承事業等を行うことにより、地域農業の振興と農村地域の発展に寄与することを目的とする。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	平成8年4月5日 (平成25年4月1日)
基本財産 (うち市出捐金)	30,000,000円 (20,000,000円)
役員数	評議員：8人 理事：7人 監事：2人
職員数	5人

(2) 一般財団法人鳥取市農業公社への支出（令和2年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額(円)
農政企画課	委託料	新規就農者研修及び研修圃場等管理業務	3,860,000
道路課他	委託料	除雪業務委託料、除草業務委託料他	4,704,435
農政企画課	補助金	鳥取市農業公社運営事業補助金	9,476,000
農政企画課	補助金	農作業受託組織等体制整備支援事業補助金	3,000,000
農政企画課	補助金	鳥取市農林漁業経営ジャンプアップ事業費補助金	60,000
農政企画課	補助金	鳥取市若者応援農の雇用支援事業費補助金	17,870

(3) 一般財団法人鳥取市農業公社運営事業補助金

ア 事業概要

名称	一般財団法人鳥取市農業公社運営事業補助金
所管課	農林水産部 農政企画課
事業目的	農家の高齢化や後継者不足などに対応するため一般財団法人

	人鳥取市農業公社が行う農作業の受委託、農地の保全管理、農業の担い手の育成、特産加工品の開発普及、都市との交流、農村文化の伝承等の事業の実施を支援することにより、地域農業の振興と農村地域の発展に寄与することを目的として交付する。
事業概要	<p>(補助対象経費)</p> <p>本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、人件費その他の市長が特に認める経費とする。</p> <p>(1) 公社の管理運営に要する経費</p> <p>(2) 農地の借受け、貸付け及び中間保有農地の保全に要する経費</p> <p>(3) 農作業の受託及び委託に要する経費</p> <p>(4) 担い手農業者及び農業後継者の育成確保に要する経費</p> <p>(5) 地域の特産品となる農産物等の開発及び普及に要する経費</p> <p>(6) 都市との農業交流に要する経費</p>
補助金額	<p>交付決定額：9,476,000円</p> <p>概算払い額：9,476,000円</p> <p>交付確定額：9,476,000円</p>

イ 監査の結果

補助対象経費から控除する収入の範囲の明確化について【指摘事項】

当該補助金の額については、補助金交付要綱において、以下のとおり定められている。

<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 本補助金は、補助対象経費から当該補助対象経費に係る事業等の実施に伴う貸付料、受託料、販売収入その他の収入金に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。</p>
--

所管課は補助対象経費と収入を下記の表のとおり整理し、補助対象経費から収入を控除した額は10,125,922円となり、予算（9,476,000円）の範囲内で補助金を交付している。

(単位：円)

	補助対象経費 (a)	収入 (b)	差額 (a) - (b)
①公社事務局事業	7,592,089	856,614	6,735,475
②農地中間管理事業	8,222,473	7,024,638	1,197,835
③農地保全等事業	15,742,324	13,549,712	2,192,612
計	31,556,886	21,430,964	10,125,922

しかしながら、①の収入のうち、雑収入の中の持続化給付金 2,000,000円については、補助対象事業の実施に伴う収入に相当しないものと整理し、収入として補助対象経費から控除していない。

補助金は本来、事業実施に際して収入が不足する場合に、その不足分を補助金で補填するために交付するものであると考えられる。補助金は市民からの公金であるという認識から、収入がある場合には、補助対象経費からすべての収入を控除し、不足分に対して補助金を交付する必要がある。

また、収入の整理について、補助金交付要綱の規定と異なる取扱いをする場合には、補助金の交付決定時や交付確定時に作成する伺いに、その旨、理由を明記し、収入の整理状況を明らかにする必要がある。

15 株式会社ふるさと鹿野

(1) 法人の概要

名称	株式会社ふるさと鹿野
設立目的	行政とともに推進していく第三セクターの民間組織として、温泉宿泊施設、特産品の製造、販売や飲食サービスの提供といった収益性の事業と、まちづくりや体験交流といった公益性の高い事業の取組による連関効果を図り、公民連携の企業経営を展開して、鹿野地域の活性化、雇用創出等の役割を担う拠点機能をめざしている。
設立登記年月日	平成 16 年 10 月 5 日
資本金 (うち市出資金)	35,000,000 円 (17,550,000 円)
役員数	取締役：7 人 監査役：2 人
職員数	36 人

(2) 株式会社ふるさと鹿野への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
鹿野町総合支所	委託料	河川公園除草業務他	408,540
観光・ジオパーク推進課	指定管理料	国民宿舎山紫苑指定管理料	27,698,579
観光・ジオパーク推進課	指定管理料	鳥取市鹿野往来交流館指定管理料	18,152,000
観光・ジオパーク推進課	指定管理料	しかの温泉館指定管理料	3,719,026
農政企画課	指定管理料	鳥取市鹿野そば道場指定管理料	2,177,398
農政企画課	指定管理料	鳥取市鹿野おもしろ市場指定管理料	1,390,149
農政企画課	指定管理料	鳥取市鹿野ふるさと加工所指定管理料	300,741
農政企画課	補助金	農作業受託組織等体制整備支援事業補助金	2,500,000
農政企画課	補助金	イノシシ等被害防止対策事業補助金	126,188

農村整備課	補助金	中山間地域等直接支払交付金	689,861
観光・ジオパーク推進課	補助金	鳥取市観光産業育成支援事業補助金	200,000

イ 監査の結果

① 剰余金の取扱いについて【指摘事項】

令和2年度の株式会社ふるさと鹿野の各指定管理施設の部門損益の概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	山紫苑	鹿野往来交流館	しかの温泉館	鹿野そば道場	鹿野おもしろ市場	ふるさと加工所
売上高	125,678	18,422	33,343	21,440	15,219	3,906
売上原価	26,673	1,177	1,036	4,332	5,527	1,973
売上総利益	99,005	17,245	32,306	17,108	9,692	1,933
販管費	138,835	17,600	24,862	15,350	10,522	2,675
営業損益	△39,830	△354	7,444	1,757	△830	△741
営業外収益	23,886	627	1,288	1,452	1,147	84
営業外費用	316	1	—	—	316	0
経常損益	△16,260	271	8,732	3,210	316	△657
特別利益	—					
特別損失	—					
当期純損益	△16,260	271	8,732	3,210	316	△657

また、指定管理料に係る基本協定書において、剰余金（収支差額）の取扱いについては、次のとおり定められている。

施設名	基本協定書の規定
国民宿舎山紫苑	毎年度「収入実績額」から「管理運営費」を差し引き利益が生じた場合、その額の2分の1を市に納入するものとする。ただし、納付額の上限を15,000千円とする。
鹿野往来交流館	業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて市と協議するものとする。
しかの温泉館	基本協定書に記載なし
鹿野そば道場	業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて市と協議するものとする。

鹿野おもしろ市場	業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて市と協議するものとする。
鹿野ふるさと加工所	業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて市と協議するものとする。

しかの温泉館では、当期純損益が 8,732 千円で収支差額がプラスとなっているが、収支差額の取扱いについては、基本協定書に「剰余金の取扱い」に関する記載がないため、剰余金が生じた場合の取扱いが不明確となっている。

しかの温泉館の所管課に基本協定書に剰余金の取扱いに関する記載がない理由及び剰余金が生じた場合の取扱いについて質問したところ、「しかの温泉館は、平成 30 年度に指定管理期間満了を迎え、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで指名指定により期間更新した施設です。平成 30 年度の指定管理者更新時は、同施設は赤字収支が続いており、また、株式会社ふるさと鹿野が管理する施設全体でも赤字収支であったため、剰余金の取扱いに関する規定を設けなかったものです。剰余金が生じた場合の取扱いにつきましては、株式会社ふるさと鹿野が管理する施設全体の収支状況を確認した上で、双方で協議を行い、返金させるかどうか決定したいと考えています。」との回答であった。

基本協定書に「剰余金の取扱い」に関する記載がないと、剰余金が生じた場合の取扱いが不明確となるため、赤字収支であっても、「剰余金の取扱い」に関する規定を基本協定書に記載すべきである。

また、複数の指定管理施設を 1 つの法人が管理する場合において、施設全体の収支状況を確認して剰余金の取扱いを協議するのであれば、各施設の基本協定書にその旨を記載しておくのが望ましい。

② 新型コロナ休業に係る指定管理料について【意見】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鳥取市の要請により休業措置を講じた指定管理施設に対して、市は 5 月の休業期間（5 月 1 日から 17 日まで）の必要経費不足分を指定管理料として支払っている。各施設の 5 月の休業期間に係る指定管理料と指定管理者から年度末に提出された実績報告書に添付されている 5 月の部門損益一覧は以下のとおりである。

(単位：円)

	鹿野そば 道場	鹿野おも しろ市場	鹿野そば処	鹿野ふるさ と加工所
(5月の休業期間分)				
指定管理料	1,185,879	468,250	370,320	127,228
(内訳)				
人件費部分	714,905	277,054	264,599	61,880
販管費部分	470,974	191,196	105,721	65,348
部門損益一覧表(5月)				
人件費	714,905	277,054	264,599	61,880
販管費	409,144	180,707	109,082	86,640
合計	1,124,049	457,761	373,681	148,520

上記の表のとおり、鹿野そば道場、鹿野おもしろ市場については、5月の指定管理料の金額が5月の人件費・販管費の合計額を超過しており、5月の経費実績よりも指定管理料の支払いが多い状況となっている。

5月の休業期間に係る指定管理料の金額の算定方法について、所管課に質問したところ、「人件費は5月中に見込まれる勤務形態に応じて、販売管理費は期間中の見込み額により、それぞれ4月時点で算定し、指定管理料として支払っており、コロナ感染対策の体制づくりに要する経費等の緊急支援であり、実績による精算は求めている。」との回答であった。

指定管理料という名目ではあるが、本来見込まれる収益の補償ではなく、実態は施設の休業に伴う費用の補填であると考えられることから、5月の休業期間(5月1日から17日まで)の人件費・経費の実績額に基づいて指定管理料の支払を行うか、見込み額に基づいて支払うのであれば、実績額をもとに精算を行うことが望ましい。

16 有限会社グリーンもちがせ

(1) 法人の概要

名称	有限会社グリーンもちがせ
設立目的	農業従事者の高齢化、後継者の不足、耕作放棄地の増加等に対応し、農家に代わって農作業を行い、農地の荒廃を防止し保全を図るため、農作業の受託を主な事業として行なうことを目的として設立された。
設立登記年月日	平成8年10月18日
資本金 (うち市出資金)	5,000,000円 (2,000,000円)
役員数	取締役：4人 監査役：2人
職員数	11人

(2) 有限会社グリーンもちがせへの支出（令和2年度）

有限会社グリーンもちがせへの支出なし。

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

17 公益財団法人鳥取市学校給食会

(1) 法人の概要

名称	公益財団法人鳥取市学校給食会
設立目的	鳥取市内の小学校及び中学校において、成長期にある児童・生徒に対し、食育基本法に定める知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育の推進を支援することにより、児童・生徒の心身の健全な発達と豊かな人間性の育成の実現を目指す。 学校給食は、学校教育の一環として、食育における「生きた教材」として位置付けられている。単に普及・啓発事業を行うだけでなく、安全かつ安定的な物資調達及び調理事業の実施により提供される学校給食を通じて、「栄養の摂取」、「望ましい食習慣の定着」、「社交性及び協同精神の涵養」のほか、「食の文化や伝統」、「自然の恵みへの感謝」、「食に関わるさまざまな活動への理解」などを育むことで食育の推進を図り、鳥取市の学校給食の充実を図る。
設立登記年月日 (移行登記年月日)	昭和 46 年 4 月 5 日 (平成 24 年 4 月 1 日)
基本財産 (うち市出捐金)	4,000,000 円 (1,460,000 円)
役員数	評議員：9 人 理事：9 人 監事：2 人
職員数	54 人

(2) 公益財団法人鳥取市学校給食会への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
学校保健 給食課	委託料	鳥取地域学校給食用物資調達業務委託	30,842,527
学校保健 給食課	委託料	鳥取市立第一学校給食センター調理等業務委託	94,522,000
学校保健 給食課	委託料	鳥取市立第二学校給食センター調理等業務委託	98,336,000

学校保健 給食課	委託料	鳥取市立河原学校給食センター調理等業務委託	47,050,000
学校保健 給食課	委託料	鳥取市立気高・鹿野・青谷学校給食センター調理等業務委託	73,967,000

(3) 鳥取地域学校給食用物資調達業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取地域学校給食用物資調達業務委託
所管課	教育委員会 学校保健給食課
事業内容	鳥取地域の学校給食献立に基づく物資委員会の企画・物資発注等を行う。
契約内容	鳥取地域の学校給食用物資発注等
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 鳥取地域の学校給食用食材については、学校給食献立に基づき、物資委員会での入札により発注等を行っている。大量食材の安全な発注、企画、給食費の管理等、適切な能力・実績等を有する者は当該法人のみであるため。
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	当初契約：32,755,000円(令和2年4月1日契約) 変更契約：30,842,527円(令和3年3月31日契約)

イ 監査の結果

学校給食会の管理運営費について【意見】

当該委託契約の契約時に公益財団法人鳥取市学校給食会(以下「学校給食会」という。)から提出された収支予算書見積書は、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	予算額	財源内訳		
		基本財産 運用益	鳥取市 委託金	助成金
1. 事業活動収入				
基本財産運用益	1	1		
事業収益	32,755		32,755	

受取補助金等	100			100
事業活動収入合計	32,856	1	32,755	100
2. 事業活動支出				
役員報酬	6,406		6,406	
給料手当	9,596		9,596	
賞与	2,925		2,925	
嘱託職員報酬	2,329		2,329	
退職給付	288		288	
福利厚生費	3,514		3,514	
会議費	71		71	
旅費交通費	86		86	
通信運搬費	240		240	
消耗什器備品	1	1		
消耗品費	513		513	
修繕費	65		65	
印刷製本費	20		20	
燃料費	71		71	
賃借料	1,813		1,813	
保険料	386		386	
諸謝金	43		43	
租税公課	2,809		2,809	
支払負担金	81		81	
検査料	405		405	
手数料	142		142	
企画事業	142		42	100
管理諸費	853		853	
雑支出	57		57	
事業費支出合計	32,856	1	32,755	100
事業活動収支差額	0	0	0	0

なお、当初契約時には障がい者雇用嘱託職員の人件費（嘱託職員報酬、福利厚生費等）が見込まれていたが、障がい者雇用ができなかったため、人件費分の減額が行われ、最終契約額は30,842,527円となっている。

また、収支予算書見積書のうち、役員報酬の内訳は、以下のとおりである。

内容	金額（円）	計算根拠
理事長	3,180,000	265,000×12月
事務局長	2,880,000	240,000円×12月
通勤手当	135,600	11,300円×12月
理事報酬	84,000	7,000円×4人×3回
評議員報酬	98,000	7,000円×7人×2回
監事報酬	28,000	7,000円×1人×4回
合計	6,405,600	

上記の表より、市が学校給食会に支払っている委託費のうち、役員報酬の中には、理事長報酬、理事報酬、評議員報酬、監事報酬などが含まれていることが判明した。これらの費用は学校給食会という組織の管理運営費であって、委託業務の対価ではないと考えられる。

また、学校給食会の正味財産増減計算書内訳表の法人会計の金額は以下のとおりである。

（単位：円）

科目	法人会計
1. 経常収益	
基本財産受取利息	254
特定資産受取利息	157
委託金収益	6,163,753
経常収益計	6,164,164
2. 経常費用	
管理費	
役員報酬	1,912,160
給料手当	1,131,541
賞与	279,268
退職給付費用	62,810
福利厚生費	323,815
会議費	18,815
旅費交通費	185
通信運搬費	44,235
減価償却費	42,182
消耗什器備品費	47,703
消耗品費	594,917

修繕費	39,833
燃料費	3,097
賃借料	305,630
保険料	108,135
諸謝金	28,000
租税公課	893,818
支払負担金	13,000
手数料	4,680
管理諸費	310,340
経常費用計	6,164,164
当期経常増減額	0

上記の表より、法人会計の委託金収益の金額は6,163,753円であることから、約6百万円が学校給食会の運営管理に充てられていると考えられる。

本来、委託費の積算は委託業務を遂行するために必要な費用を個別に積み上げ算出するものである。そのため、市は現状の積算方法を見直し、適正な委託業務の対価を算定する必要がある。また、学校給食会の管理運営費を市が支出する場合には、委託費としてではなく、補助金等として支出の妥当性を検討する必要があると考える。

18 公立大学法人公立鳥取環境大学

(1) 法人の概要

名称	公立大学法人公立鳥取環境大学
設立目的	未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行うため、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。
設立登記年月日	平成 24 年 4 月 1 日
資本金 (うち市出資金)	8,336,830,000 円 (4,168,415,000 円)
役員数	理事長：1 人、副理事長：1 人、理事：3 人 監事：2 人
職員数	教員：60 人 職員：37 人（うち市派遣職員 1 人）

(2) 公立大学法人公立鳥取環境大学への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
危機管理課	委託料	気象観測データ解析・検証調査委託業務	1,089,000
用瀬町総合支所	委託料	総合政策調査委託事業	215,166
政策企画課	補助金	公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金（本部講義棟・情報処理棟エアコン更新工事）	47,555,200
政策企画課	補助金	公立大学法人公立鳥取環境大学新型コロナ感染症対策授業料減免事業補助金	1,741,350
政策企画課	補助金	公立大学法人公立鳥取環境大学まちなかキャンパス運営補助金	462,000
政策企画課	交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金	454,959,932

政策企画課	交付金	公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金	29,695,500
政策企画課	交付金	鳥取市内学生支援事業交付金	6,000,000

(3) 監査の結果

特に指摘事項及び意見はない。

19 株式会社鳥取テレトピア

(1) 法人の概要

名称	株式会社鳥取テレトピア
設立目的	ケーブルテレビ網を利用して鳥取市中山間地域（農村地域）における市街地との情報格差是正及び定住と生活基盤の向上を目的とする。
設立登記年月日	昭和 62 年 11 月 12 日
資本金 （うち市出資金）	391,750,000 円 (159,500,000 円)
役員数	取締役：9 人 監査役：2 人
職員数	15 人

(2) 株式会社鳥取テレトピアへの支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
情報政策課	委託料	有線電気通信設備維持管理業務（I P P エリア）	22,308,626
情報政策課	委託料	有線電気通信設備管理業務委託（I P P）	5,575,350
情報政策課	委託料	地域イントラネットに係る接続機器保守管理	2,333,100
秘書課	委託料	有線テレビジョン番組制作・放送業務	21,815,200
市議会事務局	委託料	鳥取市議会 C A T V 中継及び配信業務委託	8,747,200
障がい福祉課	委託料	鳥取市有線テレビジョン番組制作・放送業務委託（手話番組）	3,410,000
農政企画課	委託料	鳥取市有線テレビジョン番組制作・放送業務委託（農業番組）	2,871,000
文化財課	委託料	史跡鳥取城跡大手登城路復元整備事業ビデオ記録作成業務委託	825,000
文化交流課	委託料	文化芸術入門講座動画制作業務委託	748,000
教育総務課	委託料	鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針番組制作・放送に関する業務委託	792,000
政策企画課	委託料	総合計画及び創生総合戦略広報番組制作・放送業務委託	448,800

協働推進課	委託料	参画と協働のまちづくり啓発番組制作に関する事業委託	335,500
-------	-----	---------------------------	---------

(3) 文化芸術入門講座動画制作業務委託

ア 事業概要

名称	文化芸術入門講座動画制作業務委託
所管課	企画推進部 文化交流課
事業内容	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、人が集うことが制限されてきた中、文化芸術分野においても活動の自粛を余儀なくされている。そのような中、地域の文化芸術の復興・維持はもとより、さらに発展させていくために、市内の文化芸術分野の入門講座をインターネット動画等で公開し、文化芸術における新規活動者の掘り起しと、文化芸術の魅力を発信する。
契約内容	鳥取市文化団体協議会と連携し、市内にある文化芸術分野の歴史の紹介による座学や実演を収録・編集し、動画を制作する。 (1) 文化芸術分野（油絵、書道、邦楽等）におけるコミュニティチャンネルスタジオでの収録 (2) 収録動画の編集 (3) 収録動画の放送 (4) 収録動画（データ）の提供
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの） 本業務は、入門講座の動画を作成し、インターネット動画等で公開することで、文化芸術における新規活動者の掘り起こしと文化芸術の魅力を発信するものであり、収録や編集、放送において専門的な知識及び技能を必要とする。 当該事業者は、平成12年開局以来、市政広報番組のほかインターネット放送局などを手がけ、膨大なノウハウを基に動画制作が可能である。また、本業務は市民交流スタジオでの収録・編集を行うものであり、スタジオの利活用や機材の保守等を本市から委託されている本業者しかない。

委託期間	令和2年7月20日から令和3年3月31日まで
委託金額	748,000円

イ 監査の結果

① 委託業務の実態と関係書類との不整合について【指摘事項】

当該委託業務のうち、収録動画の放送については、3月収録分の最終収録日が令和3年3月29日となったため、収録動画の放送が年度内に完了できない状況となった。そのため、双方で協議し、収録動画の放送のうち3月収録分の放送については、鳥取テレピアの自主放送枠の中で実施することを双方合意し、3月収録分の放送を仕様から外す協議書が令和3年3月18日付で作成されている。

しかしながら、鳥取テレピアから3月収録分の放送を令和3年4月放送予定と記載された業務委託完了報告書が令和3年3月31日付で提出されており、協議書と業務委託完了報告書との間に不整合が生じている。業務の実態と関係書類との間に齟齬が生じないように、今後は、所管課において業務完了報告書に記載の業務委託内容の確認を行う必要がある。

② 委託金額の減額について【指摘事項】

当該委託業務の収録動画の放送のうち3月収録分の放送については、当初の契約では仕様に含まれていたが、収録動画の放送が年度内に完了できない状況となったため、鳥取テレピアの自主放送枠の中で実施することを双方合意し、仕様から外す協議書が作成されている。当初の委託業務内容から3月収録分の放送業務が減少していることから、減少した放送分に係る委託費の減額を検討する必要があるものと考えられる。今後は、委託業務内容を変更する場合には、委託金額の変更の可否を併せて検討することが望まれる。

③ 協議書の押印について【意見】

3月収録分の放送を仕様から外す協議書には、所管課の課長の個人印が押印されている。協議書の内容は、委託契約の仕様を変更するものであり、委託契約の変更契約書と同様の書類と考えられる。また、外部の法人と取り交わす書類であることから、協議書への押印は、委託契約書に押印されている市長の印又は所管課の課長の公印を押印することが望ましい。

(4) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針番組制作・放送に関する業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針番組制作・放送に関する業務委託
所管課	教育委員会 教育総務課
事業内容	鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針番組の放送
契約内容	<p>(1) 令和3年3月策定予定の「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」について紹介を行うとともに、出演者による座談会の様子を収録し放送する。また、鳥取市内の学校の様子を紹介する番組を制作し、撮影と編集を行う。</p> <p>(2) 制作した番組をいなびびょんびょんネットのケーブルテレビで、繰り返し(5回)放送する。</p> <p>(3) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針啓発番組を収めたDVDを制作する。</p> <p>(4) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針啓発番組のネット等配信映像を制作する。</p>
契約方法	<p>随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 当該事業者は、創立時に鳥取市が資本金の25%を出資した、地域情報化推進のために設置された第三セクターの会社であり、地域密着型のケーブルテレビとして支所地域も含めた市内全域をカバーしている。</p> <p>平成12年7月1日開局以来、「とっとり知らせたい!」などの市政広報番組のほかインターネット放送局、文字画面放送などを手がけ、膨大なノウハウを基に市政広報番組等を制作・放送できる唯一の業者であり、本業務を行うことのできる事業者であるため、随意契約により施行する。</p>
委託期間	令和3年3月11日から令和3年3月31日まで
委託金額	792,000円

イ 監査の結果

① 委託業務の完了確認について【指摘事項】

当該委託業務の契約期間の終期は令和3年3月31日であるが、実際には委託業務の全部が完了するのは、委託業務の一部であるケーブルテレビの番組放送がすべて完了した令和3年4月3日であることが業務委託完了報告書より判明した。しかし、鳥取テレピアからは業務完了日が令和3年3月31日とされた業務委託完了報告書及び令和3年3月31日検査済と記載された業務完了通知書が提出されている。所管課は、成果物の納品や放送実績（DVDやインターネット配信用データ）の確認を令和3年3月31日に行い業務完了としており、委託業務の一部であるケーブルテレビでの放送業務（計5回）のうち4月以降に放送となったもの（計3回）については、同日（3月31日）に番組放送表や構成表の確認をとり、業務完了の確認を行ったとのことである。委託業務の一部であるケーブルテレビでの放送予定の段階で業務完了の確認を行うのではなく、実際にすべての放送業務が完了した日（4月3日）以降に業務完了報告を受け、業務完了の確認を行う必要がある。

② 変更契約の締結について【指摘事項】

当該委託業務は委託契約の締結が令和3年3月11日であり、履行期限である3月31日までの期間が非常に短いため、ケーブルテレビでの番組放送を履行期限までに完了できないことが想定される。そのため、履行期限までに業務を完了できないことが想定される場合は、履行期限を延長する変更契約を締結する必要がある。

20 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会

(1) 法人の概要

名称	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
設立目的	鳥取市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に努め、地域住民の積極的な参加と関係機関・団体との協働による地域福祉の推進を図る。
設立登記年月日	昭和 39 年 4 月 4 日
役員数	評議員：22 人 理事：15 人 監事：2 人
職員数	201 人（うち市派遣職員 1 人）

(2) 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
長寿社会課	委託料	鳥取市地域包括支援センター運営業務委託（鳥取南地域包括支援センター）	25,709,230
長寿社会課	委託料	鳥取市生活支援コーディネーター配置事業委託	24,677,000
長寿社会課	委託料	鳥取市地域包括支援センター運営業務委託（鳥取市西部地域包括支援センター）	18,729,553
長寿社会課	委託料	ファミリー・サポート・センター（生活援助型）事業委託	12,811,000
長寿社会課	委託料	鳥取市ふれあいデイサービス事業委託	11,878,071
長寿社会課	委託料	鳥取市高齢者介護予防支援バス運行事業委託	8,866,511
長寿社会課	委託料	鳥取市老人の明るいまち推進事業委託	4,304,166
長寿社会課	委託料	鳥取市認知症地域支援推進員配置事業委託（鳥取南地域包括支援センター）	2,734,934

長寿社会課	委託料	鳥取市市民後見推進事業委託	2,607,788
長寿社会課	委託料	鳥取市ボランティアバス運行事業委託	2,300,076
長寿社会課	委託料	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託	2,153,560
長寿社会課	委託料	介護予防支援業務委託	1,881,950
長寿社会課	委託料	公共交通機関等利用助成事業委託	1,185,798
長寿社会課	委託料	要介護認定調査委託	125,580
長寿社会課	委託料	介護支援ボランティア事業事務委託（ボランティア登録に係る業務）	8,624
長寿社会課	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	6,500
障がい福祉課	委託料	鳥取市相談支援事業委託	25,050,000
障がい福祉課	委託料	鳥取市基幹相談支援事業委託	10,300,000
障がい福祉課	委託料	鳥取市コミュニケーション支援事業委託	5,212,454
障がい福祉課	委託料	鳥取市障害支援区分認定調査・概況調査事業委託	386,400
障がい福祉課	委託料	電話リレーサービス事業委託	151,000
障がい福祉課	委託料	鳥取市障害者福祉バス運行事業委託	29,356
協働推進課	委託料	鳥取市ボランティア・市民活動センター業務委託	13,298,040
こども家庭課	委託料	ファミリーサポートセンター育児型事業委託	10,952,000
国府町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	264,810
国府町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	19,500
福部町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	139,230
河原町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	196,560
河原町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	13,000
用瀬町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	202,020

用瀬町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	6,500
佐治町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	177,450
佐治町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	6,500
気高町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	308,490
気高町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	13,000
鹿野町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	180,180
鹿野町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	13,000
青谷町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	442,260
青谷町総合支所	委託料	鳥取市住宅改修申請等支援事業委託	19,500
長寿社会課	指定管理料	鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘指定管理料	17,606,000
長寿社会課	指定管理料	鳥取市青谷町高齢者生活福祉センター指定管理料	16,122,000
障がい福祉課	指定管理料	鳥取市障害者福祉センター指定管理料	44,616,000
地域福祉課	補助金	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金	186,190,000
地域福祉課	補助金	緊急小口資金等相談窓口環境整備事業補助金	2,314,000
地域福祉課	補助金	ふれあいのまちづくり事業補助金	1,245,952
地域福祉課	補助金	地域福祉基金事業補助金	1,070,000
長寿社会課	補助金	鳥取市敬老祝賀事業補助金	31,241,538
長寿社会課	補助金	老人福祉センター運営事業補助金（国府、河原、気高、青谷）	6,618,000
長寿社会課	補助金	鳥取市介護サービス事業継続支援（衛生用品購入等）補助金	1,918,640
長寿社会課	補助金	福祉ボランティアのまちづくり事業補助金	846,750

障がい福祉課	補助金	鳥取市権利擁護支援センター運営支援事業補助金	5,618,000
障がい福祉課	補助金	鳥取市重度障がい児者支援事業補助金	5,265,700
生活福祉課	補助金	鳥取市戦没者慰霊祭事業補助金	693,000
生活福祉課	補助金	鳥取市精霊送り事業補助金	110,000
交通政策課	補助金	福部循環バス運行費補助金	3,614,608
長寿社会課	負担金	地域包括支援センター出向職員負担金	20,871,959
長寿社会課	負担金	成年後見制度利用支援事業助成金	678,000
障がい福祉課	負担金	成年後見制度利用支援事業助成金	1,068,000

(3) 鳥取市地域包括支援センター運營業務委託（鳥取南地域包括支援センター）
ア 事業概要

名称	鳥取市地域包括支援センター運營業務委託 （鳥取南地域包括支援センター）
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	鳥取南地域包括支援センターの運営委託
契約内容	（1）包括的支援事業の実施 （2）第一号介護予防支援事業の実施 （3）指定介護予防支援事業の実施 （4）地域ケア会議の開催 （5）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 （6）その他地域包括支援センター運営に必要な事業の実施
契約方法	随意契約 ＜随意契約の理由＞ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （その性質又は目的が競争入札に適しないもの） 「第7期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（平成30年度～令和2年度）において、地域包括システムの更なる深化、推進に向けた取り組みが目標として定められているが、その中で大きな役割を担う地域包括支援センター（以

	<p>下「センター」という。)の拡充に向けた取り組みとして、直営で市内5カ所において運営しているセンターを社会福祉法人等(以下「法人等」という。)への委託による運営に切り替えるとともに、設置個所も10カ所程度にふやし、最終的には市直営の基幹型センター1カ所を含む11ヶ所設置する予定としている。</p> <p>その最初のモデル事業として、昨年6月より鳥取南地域包括支援センターを社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会(以下「社協」という。)へ運営委託している。</p> <p>センター運営は、委託後は法人に任せておけばそれでよいというものではなく、保険者として市とセンターがそれぞれの役割を分担しながら連携体制を築き、地域課題を解決していく必要がある。モデル事業として進めていた中で見えてきた課題等をその後の拡充させるセンターに反映させていくこととしており、今年度はプロポーザルにより選定された受託者によるセンター委託を予定している。また今後もセンター拡充の予定としている。</p> <p>法人等が実施している事業には、センター事業と同様の事業はないため、現時点でセンター運營業務を受託可能な法人等は、ある程度の年数センターに職員を出向させている社協を含む数法人に限られてくる。</p> <p>鳥取南地域包括支援センターが担当する、河原、用瀬、佐治地域には、それぞれに社協の総合福祉センターがあり、地域に根差した活動をしている。また、地域住民の混乱を避けるためにも、センター事務所は現在と同じ場所が望ましいが、鳥取南地域包括支援センターの事務所は、用瀬地区保健センター内にある社協の用瀬町総合福祉センター事務所にパーテーション挟んで隣接している。</p> <p>このように、前述のいくつかの条件から南センターの運営委託は社協以外には困難である。</p>
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	<p>契約額：26,195,000円</p> <p>概算払い額：26,195,000円</p> <p>委託料確定額：25,709,230円</p> <p>返還額：485,770円</p>

イ 監査の結果

委託料の精算について【意見】

当該委託事業の終了後に提出された委託事業に係る収支決算書の概要は、以下のとおりである。

【収入】

(単位：円)

科目	見積額 (a)	実績額 (b)	差額 (a)-(b)	備考
受託金	26,195,000	25,709,230	485,770	
介護予防支援介護料	7,190,000	6,635,960	554,040	精算項目
施設整備等補助金	0	257,100	△257,100	精算項目
受入研修費	0	3,860	△3,860	精算項目
計	33,385,000	32,606,150	778,850	

【支出】

(単位：円)

科目	見積額 (a)	実績額 (b)	差額 (a)-(b)	備考
人件費	27,266,000	26,866,680	399,320	精算項目
保健衛生費	7,000	58,030	△51,030	
消耗器具備品費	15,000	111,500	△96,500	
賃借料	610,000	609,378	622	
車輛燃料費	212,000	211,268	732	
諸謝金	333,000	138,500	194,500	
会議費	9,000	3,265	5,735	
業務委託費	3,382,000	3,002,470	379,530	精算項目
損害保険料	316,000	196,720	119,280	
旅費交通費	75,000	0	75,000	
研修研究費	43,000	2,000	41,000	
燃料費	133,000	326,681	△193,681	
事務消耗品費	49,000	42,160	6,840	
印刷製本費	215,000	163,511	51,489	
修繕費	67,000	4,620	62,380	
通信運搬費	565,000	533,157	31,843	
手数料	30,000	17,160	12,840	
賃借料	58,000	57,024	976	
本部事務費	0	262,026	△262,026	

計	33,385,000	32,606,150	778,850	
---	------------	------------	---------	--

委託料の精算については、委託契約書及び仕様書において、以下のとおり記載されている。

<p>委託契約書</p> <p>(委託料の精算)</p> <p>第7条 第6条第1項の規定により提出された事業実施報告書及び決算書により、甲が乙に支払うべき委託料の額を確定するものとし、委託料の確定額は委託業務に要した経費の支出額と第4条に掲げる委託料の額とのいずれか低い額とする。</p> <p>2 委託料の額の確定の結果、既に甲が乙に支払った委託料に過払額が生じる場合、甲は乙に対し当該過払額を返還させるものとする。</p> <p>仕様書</p> <p>6 委託料</p> <p>委託料は人件費相当額及び事務費相当額により算定するものとし、金額等については別に締結する契約書により約定するものとする。委託料の上限額は、3の事業実施に係る経費から介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の収入を除いた額とする。</p> <p>また、職員が連続30日を超える休日及び休暇等の日数相当の人件費については、委託料の減額を行う。</p>

委託料の額の確定の伺い書では、精算する費目は、収入のうち介護予防費及びその他の収入、支出のうち人件費及び業務委託費のみとしているが、精算費目をそのように限定していることが委託契約書や仕様書に明記されていない。委託料の精算については、双方合意の上行っているとのことであるが、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。

(4) 鳥取市地域包括支援センター運營業務委託（鳥取市西部地域包括支援センター）

ア 事業概要

名称	鳥取市地域包括支援センター運營業務委託 (鳥取市西部地域包括支援センター)
所管課	福祉部 長寿社会課

事業内容	鳥取市西部地域包括支援センターの運営委託
契約内容	(1) 包括的支援事業の実施 (2) 第一号介護予防支援事業の実施 (3) 指定介護予防支援事業の実施 (4) 地域ケア会議の開催 (5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 (6) その他地域包括支援センター運営に必要な事業の実施
契約方法	随意契約 ＜随意契約の理由＞ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 公募型プロポーザル方式でセンター運営委託の公募をおこなったところ、相手方から当該圏域への応募があり、選考を行い、審査の結果、相手方は当該圏域において提案が最も優秀と認められ選定された者である。相手方は当該圏域において、最も適切にセンター運営を行うことができるとされた唯一の法人のため、相手方と随意契約を締結するもの。
委託期間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	契約額：19,724,000円 概算払い額：19,724,000円 委託料確定額：18,729,553円 返還額：994,447円

イ 監査の結果

委託料の精算について【意見】

当該委託事業の終了後に提出された委託事業に係る収支決算書の概要は、以下のとおりである。

【収入】

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
委託料	19,724,000	18,729,553	△994,447	
介護予防支援費	7,137,000	7,663,320	526,320	精算項目
補助金事業収入	0	148,000	148,000	精算項目

受入研修費収入	0	8,000	8,000	精算項目
雑収入	0	1,420	1,420	精算項目
計	26,861,000	26,550,293	△310,707	

【支出】

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
人件費	19,246,000	18,753,613	△492,387	精算項目
報償費	126,000	8,500	△117,500	
旅費	73,000	0	△73,000	
消耗品費	537,000	2,152,815	1,615,815	
燃料費	192,000	156,576	△35,424	
食糧費	5,000	466	△4,534	
印刷製本費	18,000	134,315	116,315	
光熱水費	120,000	240,000	120,000	
その他修繕費	66,000	590,187	524,187	
通信運搬費	411,000	173,011	△237,989	
自動車保険料	395,000	122,000	△273,000	
振込手数料	57,000	65,560	8,560	
委託費	3,434,000	3,615,680	181,680	精算項目
OA機器借上料	134,000	102,300	△31,700	
車両借上料	436,000	435,270	△730	
備品購入費	1,568,000	0	△1,568,000	
負担金	43,000	0	△43,000	
計	26,861,000	26,550,293	△310,707	

委託料の精算については、委託契約書及び仕様書において、以下のとおり記載されている。

<p>委託契約書</p> <p>(委託料の精算)</p> <p>第7条 第6条第1項の規定により提出された事業実施報告書及び決算書により、甲が乙に支払うべき委託料の額を確定するものとし、委託料の確定額は委託業務に要した経費の支出額と第4条に掲げる委託料の額とのいずれか低い額とする。</p> <p>2 委託料の額の確定の結果、既に甲が乙に支払った委託料に過払額が生</p>
--

じる場合、甲は乙に対し当該過払額を返還させるものとする。

仕様書

6 委託料

委託料は人件費相当額及び事務費相当額により算定するものとし、金額等については別に締結する契約書により約定するものとする。委託料の上限額は、3の事業実施に係る経費から介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の収入を除いた額とする。

また、職員が連続30日を超える休日及び休暇等の日数相当の人件費については、委託料の減額を行う。

委託料の額の確定の伺い書では、精算する費目は、収入のうち介護予防費及びその他の収入、支出のうち人件費及び委託費のみとしているが、精算費目をそのように限定していることが委託契約書や仕様書に明記されていない。委託料の精算については、双方合意の上行っているとのことであるが、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。

(5) 鳥取市高齢者介護予防支援バス運行事業委託

ア 事業概要

名称	鳥取市高齢者介護予防支援バス運行事業委託
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	高齢者介護予防支援バスの運行
契約内容	高齢者介護予防支援バス運行事業運営要綱に基づき、次に掲げる事項を委託する。 (1) 高齢者介護予防支援バスの運行に関する事。 (2) 事業に供するために車両の維持管理に関する事。 (3) その他事業に関する事。
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 鳥取市社会福祉協議会は、老人クラブの事務局があり、地域の高齢者団体の実態を把握していることから、本事業の実施にあたり適切に対応できるため。

委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	当初契約額：12,876,000円 変更契約額：9,657,000円（令和3年2月15日契約） 最終契約額：8,866,511円（令和3年3月31日契約） 概算払い額：9,657,000円 返納額：790,489円

イ 監査の結果

収支決算書における消費税計算誤りについて【指摘事項】

当該委託業務の収支決算書では、受託金収入に係る消費税と支出に係る消費税との差額を計算し、租税公課として経費に計上しているが、支出に係る消費税を計算する際に、リース債務の返済支出1,626,240円に係る消費税を支出に係る消費税に含めていないため、その消費税分、租税公課として経費に計上される金額が過大となっている。

リース債務の返済支出に係る消費税を、支出に係る消費税に含めて消費税の金額を再計算すると、租税公課が162,700円減少し、委託料の金額も同額減少するため、結果として、委託料を過大に交付していたことになる。

今後は、委託事業に係る消費税の計算が正しく行われていることを検査時に確認し、委託料の金額が適切に計算されるように留意する必要がある。

(6) 鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託

ア 事業概要

名称	鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置し、医療介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。 ①医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。 ②認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。
契約内容	業務内容 (1) 医療・介護・地域支援サービスの連携を図るためのネットワークの構築・強化の取り組み

	<p>(2) 地域ケア会議やサービス担当者会議等へ出席すること。</p> <p>(3) 認知症の治療やケアの先進事例など、医療の視点から適切な助言が常に得られるよう、医療とのネットワークを構築すること。</p> <p>(4) 認知症の人とその家族及び認知症に関心のある人を対象に、認知症についての困りごとなどを推進員等を交えて語らう交流会の運営協力・参加及び周知を行うこと。</p> <p>(5) 認知症の人や家族からの相談を受け、相談支援を実施する。特に、医療や介護が必要ではないが、認知症の疑いがある人やその家族に対する早期支援のあり方について検討し、市包括支援センターや介護支援専門員との連携を図りながら相談支援体制を構築していくこと。</p> <p>(6) 認知症カフェによる、本人・家族・専門職の支援</p> <p>(7) 認知症に関する啓発・広報等</p> <p>(8) 認知症の当事者が相談員となり、若年性認知症の方を含む認知症と診断された方に対する相談対応を行う「おれんじドアとっとり」の運営協力、参加及び周知を行うこと。</p>
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由></p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの)</p> <p>令和2年度より地域包括支援センターの拡充に併せ、各地域包括支援センターへ「認知症地域支援推進員」を配置し、今後も増え続ける認知症の方が安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう取り組むこととしており、そのモデル事業として令和元年度より地域包括支援センターの運営委託をしている鳥取南地域包括支援センターへ「認知症地域支援推進員」を令和2年度から配置する。</p> <p>「認知症地域支援推進員」は、地域包括支援センターへ配置することとしており、地域包括支援センター運営を受託している社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会へ本事業を委託することとする。</p>
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

委託金額	契約額：2,808,000円 概算払い額：2,808,000円 委託料確定額：2,734,934円 返還額：73,066円
------	--

イ 監査の結果

委託料の精算について【指摘事項】

当該委託事業の終了後に提出された委託事業に係る収支決算書の概要は、以下のとおりである。

【収入】 (単位：円)

科目	見積額 (a)	実績額 (b)	差額 (a)-(b)	備考
受託金	2,808,000	2,734,934	73,066	
計	2,808,000	2,734,934	73,066	

【支出】 (単位：円)

科目	見積額 (a)	実績額 (b)	差額 (a)-(b)	備考
人件費	2,744,000	2,670,934	73,066	
旅費交通費	26,000	0	26,000	
研修研究費	38,000	0	38,000	
本部事務費	0	64,000	△64,000	
計	2,808,000	2,734,934	73,066	

委託料の精算については、委託契約書において、以下のとおり記載されている。

委託契約書 (委託料の精算) 第9条 第8条第2項の規定により提出された事業実施実績報告書及び決算書により、甲が乙に支払うべき委託料の額を確定するものとし、委託料の確定額は委託業務に要した経費の支出額と第5条第1項の委託料の上限額とのいずれか低い額とする。 2 委託料の額の確定の結果、既に甲が乙に支払った委託料に過払額が生じる場合、甲は乙に対し当該過払額を返還させるものとする。

委託料の額の確定の伺い書では、委託料の額を 2,734,934 円と確定したとの記載のみである。実績額に本部事務費を計上することにより、人件費のみを精算費目としているものと考えられるが、精算費目を人件費のみに限定していることが委託契約書、仕様書、伺い書に明記されていない。委託料の精算において、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。

(7) 公共交通機関等利用助成事業委託

ア 事業概要

名称	公共交通機関等利用助成事業委託
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体等が地域活動、研修会、各種大会等へ参加する場合において、その移動に要する経費を助成することで、高齢者福祉を増進すること、また、市民が地域活動等に参加する機会の拡大を図る。
契約内容	団体の研修等に伴う「公共交通機関等」の利用に関する助成要綱に基づき、次に掲げる事項を委託する。 (1) 団体が研修等に伴い、公共交通機関等を利用した場合の助成に関すること。
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 本事業は、鳥取市社会福祉協議会が行う高齢者介護予防支援バス運行事業の利用を優先とし、日程等によりバスの利用ができない場合に公共交通機関等を利用することを想定し実施する事業であり、高齢者介護予防支援バスの運行と一括して管理する必要があるため。
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	当初契約額：8,316,000円 変更契約額：6,237,000円(令和3年2月15日契約) 最終契約額：1,185,798円(令和3年3月31日契約) 概算払い額：6,237,000円 返納額：5,051,202円

イ 監査の結果

概算払いについて【意見】

当該委託業務においては、当初の委託契約書に記載の支払計画に基づき、委託料の概算払いとして、令和2年6月29日、9月29日、12月25日にそれぞれ2,079,000円支払いが行われている。

概算払いの理由として、概算払理由書では「事業の利用状況により委託額の

増減があるが、天候などにより利用見込が困難なため概算払で交付し、事業の活性化を図る。」と記載されているが、当該委託業務の精算額は、第1回の概算払い額2,079,000円よりも少ない1,185,798円となっており、第2回、第3回の概算払いは必要なかったと考えられる。

概算払いは、委託期間の中途において、委託業務の実施に要する経費の一部を委託先に支払うものであり、市は概算払いによる交付を求める委託先に対し、概算払いの必要性を示すように求め、概算払いの必要性が乏しい場合には、不要な概算払いを行わないように、概算払いの必要性を慎重に検討する必要がある。

(8) ふれあいまちづくり事業補助金

ア 事業概要

名称	ふれあいのまちづくり事業補助金
所管課	福祉部 地域福祉課
事業目的	市民が抱える様々な悩みごとを相談できる体制や、要援護者が住みなれた地域で安心して生活できる環境をつくることを目的とする。
事業概要	<p>(1) 相談事業の実施 事業内容：各種相談の開設（心配ごと、一般、法律、司法書士、人権、行政、身障、教育） 補助対象経費：一般相談に係る人件費、法律相談、司法書士相談に係る諸謝金、心配ごと相談員の旅費交通費、事務費（あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。）</p> <p>(2) 要援護者を囲むネットワーク事業 事業内容：地域の中で援護を必要とする世帯が安心して暮らしていける環境を築き上げるため、地域住民と関係機関が連携を密にしたネットワークを構築する。 補助対象経費：助成金（活動費）1ネットワークにつき200円/年 補助率：(1)(2)ともに10/10</p>
補助金額	交付決定額：1,705,000円 概算払い額：1,705,000円 交付確定額：1,245,952円 返還額：459,048円

イ 監査の結果

変更承認の未実施について【指摘事項】

当該補助金は、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受理し、補助金額の確定を行っている。

本来であれば、事業が完了する前に変更承認申請を行うべきであるが、補助事業者においては、新型コロナウイルス感染症を原因とした困りごとが多数発生していると想定されるため、新型コロナウイルス感染症の減少を待って、本事業による相談の実施を検討していたため、変更承認申請を行うべき時期を逸したとのことである。今後は、補助事業者に対して、未執行額の発生が予想される場合には、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。

(9) 地域福祉基金事業補助金

ア 事業概要

名称	地域福祉基金事業補助金
所管課	福祉部 地域福祉課
事業目的	地域で福祉活動を行う団体や地域住民との連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動を行うため、地区社会福祉協議会単位に地域・福祉活動コーディネーターを設置する。
事業概要	地域・福祉活動コーディネーターの設置を行った地区社会福祉協議会に対する助成に対して、補助金を交付する。 (補助金の額) 1地区につき、初年度は200,000円に、2年目以降の年度は150,000円に市長が事業の遂行に特に必要とあらかじめ認めた経費を加えた額。
補助金額	交付決定額：1,570,000円 交付確定額：1,070,000円 返還額：500,000円

イ 監査の結果

変更承認の未実施について【指摘事項】

当該補助金の補助金交付要綱では、補助金の2割を超える減額には変更承認申請が必要と規定されているが、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受理し、

補助金額の確定を行っている。

本来であれば、事業が完了する前に変更承認申請を行うべきであるが、地域・福祉活動コーディネーターの設置を予定していた 10 地区のうち 3 地区の地区社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の減少を待って、地域・福祉活動コーディネーターの設置検討していたため、変更承認申請を行うべき時期を逸したとのことである。今後は、補助事業者に対して、未執行額の発生が予想される場合には、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。

(10) 福祉ボランティアのまちづくり事業補助金

ア 事業概要

名称	福祉ボランティアのまちづくり事業補助金
所管課	福祉部 長寿社会課
事業目的	高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住民主体の通いの場（高齢者等が気軽に集まれるサロン）の開設・運営を推進し、高齢者の社会参加活動を通じて介護予防を推進する。
事業概要	<p>（事業内容）</p> <p>各地域ボランティアが主体となってひとり暮らし高齢者等の社会参加を促進するため地域のつどいの場（以下「サロン」という。）づくりを行う。</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>各サロンへ交付する市社協交付額の 3/4 を助成する。補助対象は新規及び開設 2 年目サロンのみとする。</p> <p>（補助率）</p> <p>10/10（ただし、上限額は予算の範囲以内とする）</p>
補助金額	<p>交付決定額：1,322,000 円</p> <p>概算払い額：1,322,000 円</p> <p>交付確定額：846,750 円</p> <p>返還額：475,250 円</p>

イ 監査の結果

変更承認の未実施について【指摘事項】

当該補助金の補助金交付要綱では、補助金の 2 割を超える減額には変更承

認申請が必要と規定されているが、補助金の2割を超える減額が発生しているにもかかわらず、変更承認申請書が未提出のまま、実績報告書を受領し、補助金額の確定を行っている。

本来であれば、事業が完了する前に変更承認申請を行うべきであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規・継続サロンともに開設件数が見込みよりも大幅に減少したが、補助事業者から実績報告書が提出されるまで交付決定額の変更についての事前の連絡等はなく、実績報告書受領時においても交付要綱の確認を十分に行わなかったため、2割以上の減額に要する変更承認申請を失念し、額の確定を行ったとのことである。今後は、補助事業者に対して、補助金の執行状況を適時に確認するとともに、2割を超える減額が見込まれるような状況であれば、遅くとも事業完了予定日までに変更承認申請書を提出するよう指導し、変更承認を行う必要がある。

21 社会福祉法人鳥取福祉会

(1) 法人の概要

名称	社会福祉法人鳥取福祉会
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
設立登記年月日	昭和 53 年 7 月 24 日
役員数	評議員：7 人 理事：6 人 監事：2 人
職員数	676 人

(2) 社会福祉法人鳥取福祉会への支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
地域福祉課	委託料	鳥取市地域福祉相談センター業務委託	1,200,000
長寿社会課	委託料	鳥取市地域包括支援センター運営業務委託（鳥取東地域包括支援センター）	12,424,059
長寿社会課	委託料	生活管理指導短期宿泊事業委託	3,446,080
長寿社会課	委託料	鳥取市認知症地域支援推進員配置事業委託（鳥取東地域包括支援センター）	2,674,270
長寿社会課	委託料	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託	2,616,020
長寿社会課	委託料	要介護認定調査委託	1,618,010
長寿社会課	委託料	なごみ苑墓地清掃維持管理委託	136,500
生活福祉課	委託料	要介護認定調査委託	2,730
こども家庭課	委託料	保育所入所児童の保育に係る子ども・子育て支援教育・保育給付費等委託	1,460,025,372

文化交流課	委託料	「学習・交流センター鳥取」の清掃作業業務委託	1,185,360
国府町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	9,760
福部町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	5,460
河原町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	8,190
用瀬町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	2,150
気高町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	2,730
青谷町総合支所	委託料	要介護認定調査委託	2,150
長寿社会課	指定管理料	鳥取市なごみ苑指定管理料（養護老人ホーム入所措置費及び施設管理運営費）	157,645,696
こども家庭相談センター	指定管理料	母子生活支援施設「つくし」指定管理料	95,130,226
長寿社会課	補助金	鳥取市介護サービス事業継続支援（衛生用品購入等）補助金	1,950,000
障がい福祉課	補助金	鳥取市障害福祉サービス事業継続支援（衛生用品購入等）補助金	50,000
こども家庭課	補助金	鳥取市保育所等整備補助金（むつみ保育園）	148,903,000
こども家庭課	補助金	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金	45,780,000
こども家庭課	補助金	児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金	5,000,000
こども家庭課	補助金	鳥取市保育環境改善等事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策として行う安全対策事業）	5,000,000
こども家庭課	補助金	鳥取市産休等代替職員費補助金	4,666,770
こども家庭課	補助金	鳥取市保育所等整備補助金（鳥取福祉会防犯カメラ10園）	4,579,000

長寿社会課	負担金	地域包括支援センター出向職員負担金	22,559,114
-------	-----	-------------------	------------

(3) 鳥取市地域福祉相談センター業務委託

ア 事業概要

名称	鳥取市地域福祉相談センター業務委託
所管課	福祉部 地域福祉課
事業内容	地域住民からの様々な福祉に関する相談、問い合わせ等の対応及び専門機関への取り次ぎ等業務を実施する上での拠点施設となる鳥取市地域福祉相談センターを設置する。
契約内容	委託業務の内容 (1) 福祉に関する相談、問い合わせ等の対応及び専門機関への取り次ぎ (2) 相談センターの地域住民等への広報 (3) 市が主催する連絡会及び研修会等への出席 (4) 市への相談実績の報告、その他委託業務の円滑な履行に資する業務
契約方法	随意契約 < 随意契約の理由 > 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 本業務は、平成 30 年度より高齢者福祉に関する相談窓口「地域介護支援センター」から福祉に関する相談を一旦丸ごと受け止める窓口「地域福祉相談センター」に移行させたものである。①当該法人は以前の運営主体として歴史と経験があり、当該法人及び運営施設は地域福祉の核として周辺住民に認知され精神的な支えになっていること、②各中学校区内の対象区域において、センター機能を持つ施設を有し、安定的かつ継続的に相談対応業務を実施できる法人は当該しかないことから、当該法人と随意契約を締結するもの。
委託期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委託金額	1,200,000 円

イ 監査の結果

検査年月日について【指摘事項】

当該委託業務の実績報告書に記載されている提出年月日は令和3年4月1日となっている。これに対し、所管課が作成している検査復命書に記載されている検査年月日は令和3年3月31日となっており、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、委託業務の契約期間の終了日である3月31日を検査年月日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を検査復命書に記入する必要がある。

(4) 鳥取市地域包括支援センター運營業務委託（鳥取東地域包括支援センター）

ア 事業概要

名称	鳥取市地域包括支援センター運營業務委託 (鳥取東地域包括支援センター)
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	鳥取東地域包括支援センターの運営委託
契約内容	(1) 包括的支援事業の実施 (2) 第一号介護予防支援事業の実施 (3) 指定介護予防支援事業の実施 (4) 地域ケア会議の開催 (5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 (6) その他地域包括支援センター運営に必要な事業の実施
契約方法	随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 公募型プロポーザル方式でセンター運営委託の公募をおこなったところ、相手方から当該圏域への応募があり、選考を行い、審査の結果、相手方は当該圏域において提案が最も優秀と認められ選定された者である。相手方は当該圏域において、最も適切にセンター運営を行うことができるとされた唯一の法人のため、相手方と随意契約を締結するもの。
委託期間	令和2年8月18日から令和3年3月31日まで
委託金額	契約額：15,948,000円

概算払い額：15,948,000円 委託料確定額：12,424,059円 返還額：3,523,941円

イ 監査の結果

委託料の精算について【意見】

当該委託事業の終了後に提出された委託事業に係る収支決算書の概要は、以下のとおりである。

【収入】 (単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
委託料	15,948,000	12,424,059	△3,523,941	
介護予防支援費	3,879,000	4,256,320	377,320	精算項目
その他	0	200,000	200,000	精算項目
計	19,827,000	16,880,379	△2,946,621	

【支出】 (単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
人件費	14,112,000	11,650,259	△2,461,741	精算項目
報酬費	183,000	0	△183,000	
旅費	73,000	0	△73,000	
消耗品費	475,000	174,132	△300,868	
燃料費	124,000	61,676	△62,324	
食糧費	6,000	0	△6,000	
印刷製本費	18,000	46,600	28,600	
光熱水費	120,000	356,180	236,180	
その他の修繕費	66,000	178,420	112,420	
通信運搬費	377,000	104,028	△272,972	
自動車保険料	316,000	115,740	△200,260	
振込手数料	57,000	33,880	△23,120	
委託費	1,666,000	1,181,120	△484,880	精算項目
OA機器借上料	134,000	33,957	△100,043	
車両借上料	349,000	440,880	91,880	
備品購入費	1,708,000	2,140,446	432,446	

負担金	43,000	0	△43,000	
租税公課	0	193,471	193,471	
本部事務費	0	169,590	169,590	
計	19,827,000	16,880,379	△2,946,621	

委託料の精算については、委託契約書及び仕様書において、以下のとおり記載されている。

委託契約書

(委託料の精算)

第7条 第6条第1項の規定により提出された事業実施報告書及び決算書により、甲が乙に支払うべき委託料の額を確定するものとし、委託料の確定額は委託業務に要した経費の支出額と第4条に掲げる委託料の額とのいずれか低い額とする。

2 委託料の額の確定の結果、既に甲が乙に支払った委託料に過払額が生じる場合、甲は乙に対し当該過払額を返還させるものとする。

仕様書

6 委託料

委託料は人件費相当額及び事務費相当額により算定するものとし、金額等については別に締結する契約書により約定するものとする。委託料の上限額は、3の事業実施に係る経費から介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の収入を除いた額とする。

また、職員が連続30日を超える休日及び休暇等の日数相当の人件費については、委託料の減額を行う。

委託料の額の確定の伺い書では、精算する費目は、収入のうち介護予防費及びその他の収入、支出のうち人件費及び委託費のみとしているが、精算費目をそのように限定していることが委託契約書や仕様書に明記されていない。委託料の精算については、双方合意の上行っているとのことであるが、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。

(5) 鳥取市生活管理指導短期宿泊事業委託

ア 事業概要

名称	鳥取市生活管理指導短期宿泊事業委託
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	「鳥取市生活管理指導短期宿泊事業」の委託
契約内容	<p>①一般利用分 身体機能の低下が認められる要介護・要支援になる恐れのある高齢者が養護老人ホームに宿泊し、生活習慣等の指導、体調の調整に関する支援や指導等を受ける。利用可能日数は21日/年。 また、認知症等のより身元が不明となった高齢者の一時保護を行う。</p> <p>②虐待保護分 虐待を受け、生命または身体に重大な危険がある高齢者を一時的に保護し、安全を図る。利用可能日数は6カ月/年。</p>
契約方法	<p>随意契約 <随意契約の理由> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 市内唯一の養護老人ホームである鳥取市なごみ苑は、鳥取市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第7条に該当する施設であることから、鳥取市なごみ苑の指定管理者である鳥取福祉会と契約を結ぶものである。</p>
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	3,446,080円

イ 監査の結果

利用日数を超えた利用について【指摘事項】

鳥取市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱では、利用基準について、以下のとおり記載されている。

<p>(利用基準)</p> <p>第8条 本事業によるサービスの提供は、1号対象者については一人につき一年間に21日以内を、また第2号対象者及び第3号対象者については、6月以内をそれぞれの基準とする。</p> <p>ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。</p>
--

令和2年度の各月の事業報告書を閲覧したところ、利用可能日数の年21日の制限を超え、2月に20日、3月に19日の計39日利用している利用者が見受けられた。

利用可能日数を超えている理由を所管課に質問したところ、「施設での生活が必要な方でしたが、次の行き先が決まっていなかったため、次のサービスにつなぐまでは利用延長が必要と判断したものです。」という回答であった。実施要綱の記載のとおり、市長が特に必要があると認めた場合は利用可能日数を超えて利用可能となるため、市長が必要であると認めた書類を作成し、保管する必要がある。

(6) 鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託（鳥取東地域包括支援センター）

ア 事業概要

名称	鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託 (鳥取東地域包括支援センター)
所管課	福祉部 長寿社会課
事業内容	地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置し、医療介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。 ①医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。 ②認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。
契約内容	業務内容 (1) 医療・介護・地域支援サービスの連携を図るためのネットワークの構築・強化の取り組み (2) 関係機関と連携した事業の企画・調整の取り組み (3) 本人とその家族を支援する相談支援又は支援体制を構築するための取り組み (4) 認知症に関する啓発・広報等
契約方法	随意契約 < 随意契約の理由 > 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の事業

	<p>は、包括的支援事業である総合相談支援事業、介護予防マネジメント支援事業等、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等、高齢者はもとより、その家族とも関わり、支援する業務である。これらの業務は専門的知識や、技術が求められる上、理念、実績、想像力、対応力、企画力が必要となってくる。よって、金額だけである競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するため公募型プロポーザルを実施した。相手方は応募区域において最も優秀であると選定された者であり、センター運営業務を受託している。</p> <p>また、本事業で配置する認知症地域支援推進員は、センター職員として配置することとしている。そのため、本事業の契約相手はセンター運営を受託している相手方のみ特定されるため、競争入札に適さないものであり随意契約を行うもの。</p>
委託期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	契約額：2,731,000円 概算払い額：2,731,000円 委託料確定額：2,674,270円 返還額：56,730円

イ 監査の結果

委託料の精算について【意見】

当該委託事業の終了後に提出された委託事業に係る収支決算書の概要は、以下のとおりである。

【収入】

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
委託料	2,731,000	2,674,270	△56,730	
その他	0	0	0	精算項目
計	2,731,000	2,674,270	△56,730	

【支出】

(単位：円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
----	------------	------------	---------------	----

人件費	2,666,000	2,609,270	△56,730	精算項目
旅費	65,000	27,840	△37,160	
印刷製本費	0	1,600	1,600	
本部事務費	0	35,560	35,560	
計	2,731,000	2,674,270	△56,730	

委託料の精算については、委託契約書において、以下のとおり記載されている。

<p>委託契約書 (委託料の精算) 第9条 第8条第2項の規定により提出された事業実施実績報告書及び決算書により、甲が乙に支払うべき委託料の額を確定するものとし、委託料の確定額は委託業務に要した経費の支出額と第5条第1項の委託料の上限額とのいずれか低い額とする。 2 委託料の額の確定の結果、既に甲が乙に支払った委託料に過払額が生じる場合、甲は乙に対し当該過払額を返還させるものとする。</p>
--

委託料の額の確定の伺い書では、精算する費目は、収入のうちその他の収入、支出のうち人件費のみとしているが、精算費目をそのように限定していることが委託契約書や仕様書に明記されていない。委託料の精算については、双方合意の上行っているとのことであるが、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。

(7) 母子生活支援施設「つくし」指定管理料

ア 事業概要

事業名	母子生活支援施設「つくし」指定管理料
所管課	健康こども部 こども家庭相談センター
事業内容	鳥取市母子生活支援施設「つくし」の管理及び運営
契約内容	母子生活支援施設の管理及び運営に関する業務 ア 児童の保護に関する業務 イ 母性の教養に関する業務 ウ 生活指導に関する業務 エ アからウまでに掲げるもののほか、保護に関する業務 オ 母子生活支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 カ アからオまでに掲げるもののほか、母子生活支援施設の管理上市長が必要と認める業務
契約方法	「鳥取市母子生活支援施設条例(昭和27年鳥取市条例第4号)」第8条に基づく指定管理者として
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託金額	95,130,226円(令和2年度指定管理料)

イ 監査の結果

実績報告書の提出期限の遵守について【指摘事項】

当該指定管理に係る実績報告書は令和3年5月19日に提出されているが、実績報告書の提出期限は、鳥取市母子生活支援施設指定管理者仕様書において、毎年度終了後30日以内に実績報告を行わなければならないとされていることから、遅くとも4月30日までに実績報告書を提出しなければならない。

実績報告書の提出が遅れた理由としては、新型コロナウイルス感染症予防に対応するための業務が一定期間に集中して増えたため、実績報告書の提出時期に間に合わなかったとのことであるが、平成31年度の実績報告書の提出も令和2年5月15日であり、2年連続で実績報告書の提出が遅れているため、今後は実績報告書の提出期限を遵守させる必要がある。

22 公益社団法人鳥取市シルバー人材センター

(1) 法人の概要

名称	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター
設立目的	定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実と社会参加の推進を図ることにより、高年齢退職者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
設立登記年月日	昭和 56 年 7 月 1 日
役員数	理事：12 人 監事：2 人
職員数	12 人

(2) 公益社団法人鳥取市シルバー人材センターへの支出（令和 2 年度）

所管課	支出区分	事業名称	決算額（円）
廃棄物対策課	委託料	鳥取市家庭ごみ有料指定袋保管等業務委託	8,262,920
生涯学習・スポーツ課	委託料	サイクリングターミナル宿直応援業務委託	2,302,476
交通政策課	委託料	自転車放置の防止に関する業務委託	2,273,000
文化交流課	委託料	「学習・交流センター鳥取」の夜間管理業務委託	1,688,049
観光・ジオパーク推進課	委託料	柳茶屋キャンプ場清掃・受付・駐車場管理業務委託	896,170
経済・雇用戦略課	補助金	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金	17,046,000

(3) 公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金

ア 事業概要

名称	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金
所管課	経済観光部 経済・雇用戦略課
事業目的	高年齢者にその希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センター

	(以下「シルバー人材センター」という。)の運営及び事業(市長が認めたものに限る。以下同じ。)に要する経費を補助することにより、高年齢者の能力の積極的な活用や社会参加を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費(事業収入、会費収入等の特定財源を除く。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。)以内で算定し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	交付決定額: 17,046,000円 概算払い額: 17,046,000円 交付確定額: 17,046,000円

イ 監査の結果

収支差額が黒字の場合の対応について【意見】

当該補助金の算定については、補助金交付要綱において、以下のとおり規定されている。

(補助金の算定等)
第3条 本補助金は、シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費(事業収入、会費収入等の特定財源を除く。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

また、令和2年度の正味財産増減計算書の概要は以下のとおりである。

(単位:円)

科目	予算額	決算額
経常収益		
受託事業収益	266,687,000	248,201,150
労働者派遣事業等受託収益	4,600,000	5,358,117
有料職業紹介事業受託収益	10,000	0
受取会費	2,280,000	2,099,300
受取補助金(国庫補助金)	17,046,000	17,046,000
受取補助金(市補助金)	17,046,000	17,046,000
受取負担金	10,000	0
特定資産運用益	10,000	213

雑収益	60,000	597
経常収益計	307,749,000	289,751,377
経常費用		
事業費	303,585,000	284,952,274
管理費	4,164,000	3,407,654
経常費用計	307,749,000	288,359,928
当期経常増減額	0	1,391,449

補助金申請時において、国庫補助金の算定は、シルバー人材センターの規模により限度額が決められており、その交付限度額は、市が国の限度額の範囲内で補助した額と同額とされる制度となっている。

令和2年度決算においては、当期経常増減額が1,391,449円の黒字となっており、市の補助金交付要綱によれば、1,391,449円補助金を返還することになるが、シルバー人材センターに係る国の補助金は精算制度ではないため、市が当該年度の収支決算が終わった後に、黒字となったことを理由に補助金の返還を求めて、補助金を減額したとすると、国の補助金額との間に相違が生じ、国内に虚偽の補助金申請をしたことになるため、市はシルバー人材センターに補助金の返還を求めていないとのことである。

当該補助金の用途は費用の補填であり、赤字部分を補うだけで足り、黒字部分に充てるべきではない。法人が黒字になった場合の補助金の返還や、次年度の減額といった適正な補助金額の算定における扱いについて、補助金の交付要綱に明記することの検討が必要である。

第2 指摘事項及び意見の件数

包括外部監査の指摘事項及び意見の件数は、次のとおりである。

法人名	事業名	指摘事項	意見
鳥取市土地開発公社	-	-	-
公益財団法人鳥取市環境事業公社	一般廃棄物の収集及び運搬業務委託 (末広通り休日清掃業務、使用済小型電子機器等の収集運搬業務含む)	-	1
	し尿及び浄化槽汚泥の運搬業務委託	-	1
一般財団法人鳥取開発公社	-	-	-
公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会	鳥取市公共空地施設維持管理業務委託	2	-
	鳥取市協働による公園芝生化事業 (都市公園)(公共空地)	2	-
	鳥取市協働による芝生化維持管理業務委託	2	-
	鳥取市スポーツ広場芝刈業務委託	1	-
一般財団法人鳥取市教育福祉振興会	-	-	-
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	-	-	-
公益財団法人鳥取県東部環境管理公社	-	-	-
公益財団法人鳥取市人権情報センター	人権とっとり講座実施業務委託	1	-
	世界人権宣言推進事業実施業務委託	1	-
公益財団法人鳥取市文化財団	鳥取市歴史博物館指定管理業務	1	-
	鳥取市歴史博物館特別展示室展示ケース調湿材購入負担金	-	1
	鳥取市因幡万葉歴史館企画運営事業	1	-
一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	1	-
一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団	-	-	-
株式会社さじ式拾壺	鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金(買い物福祉サービス支援事業)	-	1
有限会社かみんぐさじ	-	-	-
一般財団法人鳥取市農業公社	一般財団法人鳥取市農業公社運営事業補助金	1	-
株式会社ふるさと鹿野	各指定管理施設の剰余金の取扱い	1	1
有限会社グリーンもちがせ	-	-	-

公益財団法人鳥取市 学校給食会	鳥取地域学校給食用物資調達業務委託	-	1
公立大学法人公立鳥 取環境大学	-	-	-
株式会社鳥取テレト ピア	文化芸術入門講座動画制作業務委託	2	1
	鳥取市立学校適正規模・適正配置基本 方針番組制作・放送に関する業務委託	2	-
社会福祉法人鳥取市 社会福祉協議会	鳥取市地域包括支援センター運營業 務委託（鳥取南地域包括支援センタ ー）	-	1
	鳥取市地域包括支援センター運營業 務委託（鳥取市西部地域包括支援セン ター）	-	1
	鳥取市高齢者介護予防支援バス運行 事業委託	1	-
	鳥取市認知症地域支援推進員設置事 業委託	1	-
	公共交通機関等利用助成事業委託	-	1
	ふれあいのまちづくり事業補助金	1	-
	地域福祉基金事業補助金	1	-
	福祉ボランティアのまちづくり事業 補助金	1	-
社会福祉法人鳥取福 祉会	鳥取市地域福祉相談センター業務委託	1	-
	鳥取市地域包括支援センター運營業 務委託（鳥取東地域包括支援センタ ー）	-	1
	鳥取市生活管理指導短期宿泊事業委託	1	-
	鳥取市認知症地域支援推進員設置事 業委託（鳥取東地域包括支援センタ ー）	-	1
	鳥取市母子生活支援施設つくし業務	1	-
公益社団法人鳥取市 シルバー人材センタ ー	公益社団法人鳥取市シルバー人材セ ンター補助金	-	1
計		26	13

